

平成 27 年度

# 業務実績報告書

日本司法支援センター

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
	1 業務の内容	2
	(1) 本来業務（綜合法律支援法第30条第1項）	2
	(2) 受託業務（綜合法律支援法第30条第2項）	2
	(3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）	3
	2 法人の組織	3
	3 法人の沿革	4
	4 根拠法	4
	5 主務大臣	4
	6 資本金	4
	7 役員の状況（平成28年3月31日現在）	4
	8 職員の状況	4
III	中期目標・中期計画・年度計画	4
	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	4
IV	平成27年度の事業概要	5
	1 総括	5
	(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	5
	(2) 地方協議会の開催	5
	(3) 常勤弁護士の確保	5
	(4) 内部統制の構築・運用に関する点検	5
	2 各業務	6
	(1) 情報提供業務	6
	(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務	7
	(3) 国選弁護等関連業務	8
	(4) 司法過疎対策	9
	(5) 犯罪被害者支援業務等	9
	(6) 受託業務	10
V	平成27年度における業務実績	11
	1 綜合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	11
	(1) 業務運営の基本的姿勢等	11
	(2) 組織の基盤整備等	17
	(3) 組織の適正性堅持	27
	(4) 関係機関等との連携強化	31
	(5) 報酬・費用の立替・算定基準	34
	(6) 自然災害等に関するリスクへの対応の構築	34
	2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	35

(1) 支援センターの業務全般に関する効率化 .....	35
(2) 事業の効率化 .....	39
3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ..	44
(1) 情報提供業務 .....	44
(2) 民事法律扶助業務 .....	49
(3) 国選弁護業務 .....	51
(4) 犯罪被害者支援業務 .....	55
4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 .....	60
(1) 自己収入の獲得 .....	60
(2) 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収 .....	62
(3) 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築 .....	67
(4) 委託援助業務 .....	67
(5) 財務内容の公表 .....	69
(6) 予算、収支計画及び資金計画 .....	70
5 短期借入金の限度額 .....	71
6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する 計画 .....	71
7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 .....	71
8 剰余金の使途 .....	71
9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項 .....	72
(1) 認知度の向上に向けた取組の充実 .....	72
(2) 施設・設備、人事に関する計画 .....	75

## I はじめに

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、総合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業について、第1期中期目標期間中においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施の確保等に対応してきた。

そして、第2期中期目標期間においては、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者がその被害の回復を求めるため弁護士・司法書士等に依頼をしようと考えても、既存の民事法律扶助制度の下では資力要件等の制約があり、それが弁護士・司法書士等へのアクセスの大きな障害となっているとの指摘がなされ、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）が成立した。これを受け、支援センターは、弁護士会、司法書士会等の関係機関等との連携の下、新たな事業として「東日本大震災法律援助事業」に取り組み、特に被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県においては、被災地における司法アクセスの更なる拡充のため、各県内合計7か所に被災地出張所を設置した。また、平成27年3月に震災特例法が改正・施行され、同法の適用期間が3年間（平成30年3月末まで）延長されたのを受け、被災地出張所の設置期限も延長した。

そのほか、平成25年12月から、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始した。

第3期中期目標期間（平成26年4月1日から平成30年3月31日まで）において、支援センターは、司法ソーシャルワーク(\*)を推進することとし、平成27年度においては、司法ソーシャルワーク事業計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との連携強化等の取組を進めた。また、これまでの取組を踏まえ、引き続き、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等をより適切に推進した。

本報告書は、平成27年度の取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

- \* 自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的支援を求めることが困難な高齢者・障がい者に対し、福祉機関等と連携を図り、当該高齢者・障がい者にアウトリーチするなどして、その法的問題を含めて総合的に問題を解決していく取組。

## II 日本司法支援センターの概要

### 1 業務の内容

総合法律支援法等に基づき、主に次のような業務を行う。

#### (1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

##### ア 情報提供業務

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

##### イ 民事法律扶助業務

経済的にお困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

##### ウ 国選弁護等関連業務

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名並びに裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

##### エ 司法過疎対策業務

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

##### オ 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次ぎを行い、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する業務。

##### カ 被害者参加旅費等支給業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

#### (2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

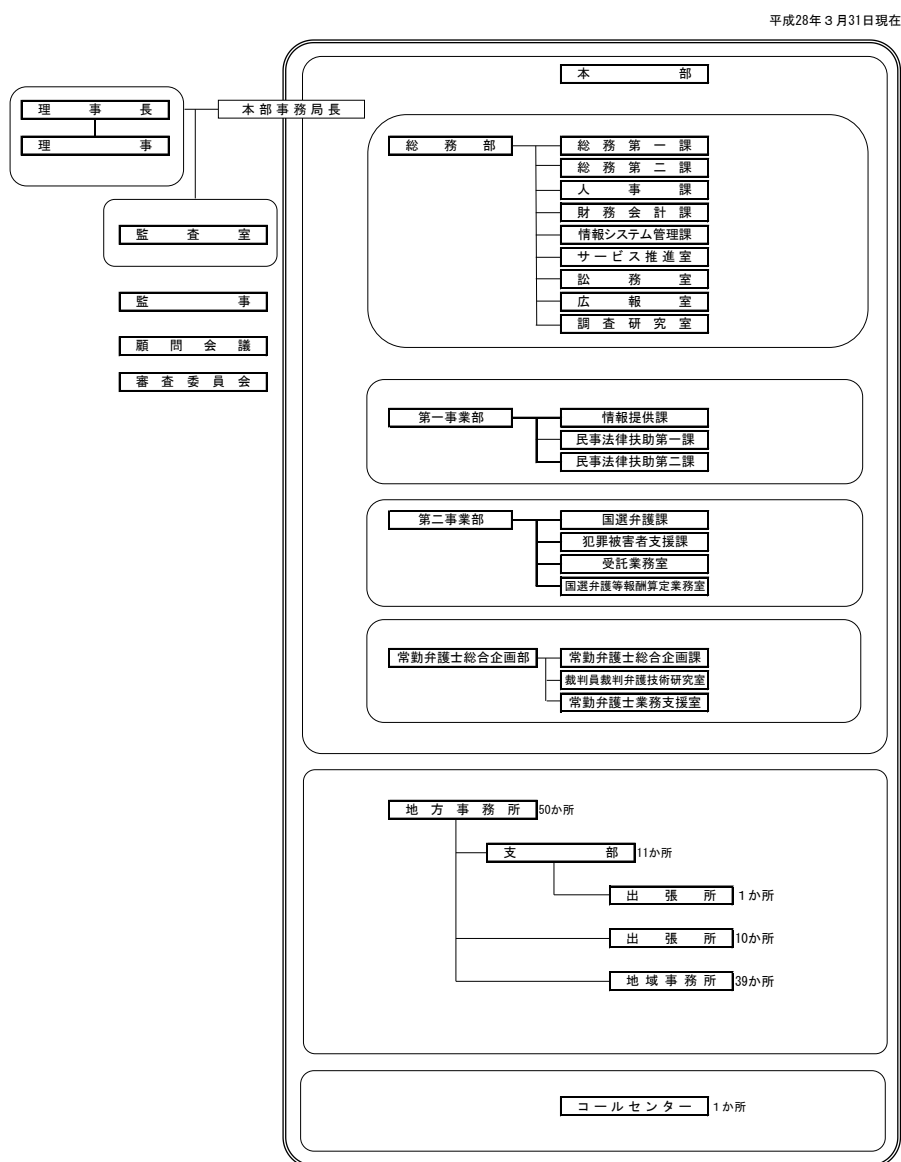
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

### (3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

## 2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成28年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、資料1のとおりである。

## 【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

### 3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成28年3月31日までの沿革については、資料2のとおりである。

## 【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成28年3月31日）

### 4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、平成16年法律第74号）

### 5 主務大臣

法務大臣

### 6 資本金

3億5,100万円（政府全額出資）

### 7 役員状況（平成28年3月31日現在）

理事長 宮崎 誠（平成26年4月10日就任）

理事 田中 晴雄（平成25年4月10日就任）

同 廣瀬 健二（平成22年4月10日再任）

同 安岡 崇志（平成23年4月10日就任）

同 坂本 かよみ（平成26年4月10日就任）

監事 津熊 寅雄（平成27年12月21日就任）

同 山下 泰子（平成24年9月3日就任）

### 8 職員状況

平成28年3月31日現在、常勤職員数は979名（常勤弁護士を含む。）である。

## III 中期目標・中期計画・年度計画

### 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成26年2月に法務大臣から指示された同年4月1日から平成30年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を受け、中期計画を作成し、法務大臣に認可された。

また、支援センターは、中期計画に基づき、平成 27 年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、平成 27 年 3 月 30 日、法務大臣に届け出た。

### 【資料 3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

## IV 平成27年度の事業概要

### 1 総括

#### (1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

広報活動を戦略的に実施し、支援センターの利用の促進を図るため、業務認知度を上げることに重点を置き、業務内容を具体的にイメージできるような広報活動を行った。

また、利用者の立場に立った業務遂行のため、接遇に関する研修を実施するとともに、法テラスへ来所することが困難な高齢者・障がい者を対象とした出張法律相談を行った。

#### (2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、内容に工夫を加えながら地方協議会を開催した。

#### (3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第 30 条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成 18 年規程第 22 号）第 1 条）である。

平成 28 年 3 月 31 日現在で、常勤弁護士は合計 250 名となり、合計 87 か所（全国 41 か所の地方事務所、7 か所の支部、39 か所の地域事務所）に配置した。

なお、人数については資料 4、配置先については資料 5 のとおりである。

### 【資料 4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧

### 【資料 5】常勤弁護士配置先一覧（平成 28 年 3 月 31 日現在）

#### (4) 内部統制の構築・運用に関する点検

業務方法書の改正（平成 27 年 3 月 19 日認可）に伴い、従前のガバナンス推進委員会を内部統制推進委員会に組織変更して内部統制に関する体制を強化した。同委員会では、各種監査結果を踏まえて、全国の地方事務所及び法律事務所等の業務・組織の調査及び点検を行い、網羅的なリスク評価を行うとともに、



各種規程類を整備するなどした上、コンプライアンスに関する教育を強化した。

## 2 各業務

### (1) 情報提供業務

#### ア コールセンターにおける情報提供

入電状況に応じたオペレーター配置の工夫と、各種の研修や民事法律扶助業務における資力要件確認等の実施により、効率的な運営と利用者に対するサービスレベルの維持の両立を図った。

平成27年度の間い合わせ件数は、318,520件で、平成26年度に比べて12,218件減少した。

平成18年度からの情報提供業務における間い合わせ件数の推移は、資料7及び資料8のとおりである。

**【資料7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料8】平成27年度情報提供件数の推移**

#### イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は全国合計202,987件で、平成26年度に比べ4,295件増加した。

**【資料7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料8】平成27年度情報提供件数の推移**

#### ウ ホームページによる情報提供

通常の情報提供に加え、東日本大震災に対する情報提供として、関係機関と連携を図り、ホームページに相談窓口情報一覧を掲示し、随時更新したほか、法テラス・東日本大震災相談実例Q&Aについても掲示・更新を行った。

#### エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所の実情に即した関係機関等に参加依頼を行って地方協議会を開催し、利用者その他の関係者から利用者の立場に立った業務遂行に資する実践的な意見を得ることができ、かつ、関係機関・団体との連携協力関係を新たに構築又は引き続き確保した。また、地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の高齢者・障がい者支援を担う福祉機関・団体を個別に訪問して意見交換等を実施するなどし、高齢者・障がい者に対する法的支援の適切な対応ができるよう、関係機関・団体との連携・協力関係の充実・強化に努めた。

#### オ 東日本大震災に対する対応

被災地に設置した被災地出張所において、消費者庁・地元自治体と協力し、

各種専門家によるワンストップの相談会を実施した。

平成 23 年 11 月から設置した震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）については、平成 27 年度も継続して被災者からの問い合わせに応じた。

## (2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

### ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成 27 年度における民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の実績は、法律相談援助実施件数が 341,177 件、代理援助開始決定件数は 109,484 件、書類作成援助開始決定件数は 4,036 件であった。民事法律扶助では、法律相談援助件数（286,602 件）は平成 26 年度実績（282,369 件）と比べ増加し、震災法律相談援助（54,575 件）を加えると平成 26 年度比 102.2%であり、微増している。また、代理援助開始決定件数は民事法律扶助（107,358 件）では平成 26 年度実績（103,214 件）を上回り、震災代理援助（2,126 件）を加えると平成 26 年度比 104.3%と増加している。

平成 24 年 4 月 1 日に業務を開始した震災法律援助については、震災法律相談援助 54,575 件のうち、79.7%が宮城・福島・岩手の被災三県における相談であった。また、震災代理援助（2,126 件）では金銭事件が最も多く、次いで ADR 申立手続が多かった。

なお、民事法律扶助及び震災法律援助の代理援助事件及び書類作成援助事件の事件別内訳は、資料 13、資料 14、資料 15 及び資料 16 のとおりである。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 9】平成 27 年度援助申込状況（民事法律扶助）

【資料 10】平成 27 年度援助申込状況（震災法律援助）

【資料 11】平成 27 年度援助決定件数等状況（民事法律扶助）

【資料 12】平成 27 年度援助決定件数等状況（震災法律援助）

【資料 13】平成 27 年度代理援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

【資料 14】平成 27 年度代理援助事件の事件別内訳（震災法律援助）

【資料 15】平成 27 年度書類作成援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

【資料 16】平成 27 年度書類作成援助事件の事件別内訳（震災法律援助）

【資料 28】最近 5 年間の援助決定件数の推移

### イ 契約弁護士・契約司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・契約司法書士の確保に努めた結果、平成 28 年 4 月 1 日時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は 21,033 名（平成 27 年 4 月 1 日時点から 857 名増）、契約司法書士数（受託予定者契約）は 7,128 名（同 231 名増）となった。

また、震災法律援助業務を行うことができるよう、平成 28 年 4 月 1 日時点

で弁護士 3,043 名（平成 27 年 4 月 1 日時点から 130 名減）、司法書士 1,192 名（同 24 名増）と震災法律援助契約を締結し、契約弁護士・契約司法書士を全国で確保した。

**【資料 7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料 17】契約弁護士数（民事法律扶助・震災法律援助）**

**【資料 18】契約司法書士数（民事法律扶助・震災法律援助）**

### ウ 立替金等の状況

平成 27 年度の代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。）は 156 億 4,243 万円、書類作成援助に係る立替金合計（前同）は 3 億 8,972 万円、法律相談援助に係る費用は、18 億 7,657 万円であり、平成 27 年度中の償還金は 104 億 1,716 万円であった。

生活保護受給者の償還猶予、免除を原則としたことや償還免除の一括処理を行ったこともあり、償還免除とみなし消滅の合計は 47 億 5,965 万円となった（平成 26 年度比 99.6%）。

**【資料 52】平成 27 年度立替金残高表**

**【資料 53】平成 27 年度法律相談費実績**

**【資料 54】平成 27 年度代理援助立替金実績**

**【資料 55】平成 27 年度書類作成援助立替金実績**

## (3) 国選弁護等関連業務

### ア 受理件数

平成 27 年度の被疑者国選弁護事件受理件数は 70,393 件（平成 26 年度比 0.78%減）、被告人国選弁護事件受理件数は 59,504 件（同 0.52%減）、国選付添事件の受理件数は 3,698 件（同 20.09%増）であった。

**【資料 7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料 19】国選付添事件受理件数**

**【資料 29】国選弁護事件受理件数（被疑者）**

**【資料 30】国選弁護事件受理件数（被告人）**

### イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努め、平成 28 年 4 月 1 日時点で 26,370 名となり、前年に比べ 1,152 名増加した。また、国選付添人契約弁護士は、平成 28 年 4 月 1 日時点で 13,409 名となり、前年に比べ 897 名増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 20】国選弁護士契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

【資料 21】国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

#### (4) 司法過疎対策

平成 27 年度末において、司法過疎対策として設置した地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）の数は 35 か所（平成 27 年 7 月に法テラス鯉ヶ沢法律事務所を設置）であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士の数は 53 名となった。

#### (5) 犯罪被害者支援業務等

##### ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の経験や知識を有する担当者が犯罪被害者等に二次的被害を与えないよう、その心情に配慮しながら情報提供を行っている。平成 27 年度の問い合わせ件数は合計 13,056 件となり、平成 26 年度に比べ 81 件減少した。

また、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者との直接面談による情報提供、さらに、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介業務を行った。地方事務所における「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせは全国で 13,380 件であり、平成 26 年度に比べ 685 件増加し、精通弁護士の紹介は 1,603 件であり、平成 26 年度に比べ 112 件増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 22】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績

【資料 23】平成 27 年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容

【資料 24】平成 27 年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況

【資料 40】平成 27 年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体

【資料 41】地方事務所における問合せ件数実績（犯罪被害者支援業務）

【資料 42】平成 27 年度地方事務所に対応した問合せ内容（犯罪被害者支援業務）

##### イ 国選被害者参加弁護士関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は 4,449 名（平成 28 年 4 月 1 日現在）となり、前年に比べ 327 名増加した。

また、平成 27 年度における被害者参加人からの選定請求件数は 521 件となり、平成 26 年度と比べ 70 件増加した。

**【資料 7】 日本司法支援センター業務実績**

**【資料 35】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移**

**【資料 50】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況**

#### ウ 被害者参加旅費等支給業務

平成 27 年度における被害者参加人の旅費等請求件数は 2,594 件であり、支給額は 1,975 万 7,395 円であった。

**【資料 7】 日本司法支援センター業務実績**

**【資料 57】 平成 27 年度被害者参加旅費等支給業務実績**

### (6) 受託業務

現在、受託業務としては、平成 19 年 4 月 1 日から開始された公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国残留孤児援護基金委託援助業務」と、同年 10 月 1 日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」の 2 種類を行っている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

#### ア 中国残留孤児援護基金委託援助業務

##### (7) 業務内容

我が国に永住帰国した中国残留邦人等は、我が国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続（具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立て等）が必要となるところ、支援センターはこのうち身元判明者への弁護士による法的援助につき受託している。

##### (1) 件数

平成 27 年度における中国残留孤児基金援助の事業計画上の予定件数は 5 件であったが、申込みはなかった。

**【資料 25】 平成 27 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）**

#### イ 日本弁護士連合会委託援助業務

##### (7) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障がい者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障がい者・ホームレス等に対

する法律援助の9つにわたるが、いずれも契約弁護士による活動と弁護士報酬や費用等を援助するものである。

(イ) 件数

平成 27 年度における日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は 22,316 件（平成 26 年度比 1,780 件減）であった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 25】平成 27 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

V 平成27年度における業務実績

1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務運営の基本的姿勢等

ア 総論

【年度計画】

支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行に努める。

利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。

支援センターに寄せられた契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等を「利用者からの声」として、契約弁護士・司法書士等に伝え、利用者の立場に立ったサービスの提供につながるよう努める。

多様な意見を今後の業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を1回以上開催して、必要に応じて業務の改善を行う。

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者・障がい者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切・丁寧なサービスを迅速に提供することが求められている。

1 利用者からの意見、要望等の取扱い

本部及び全国の地方事務所へ寄せられた利用者からの様々な意見、要望、苦情等については、本部サービス推進室にて「利用者から寄せられた声」として、情報を毎月集約の上、理事長及び監事に対して定期的に報告し、支援センターの業務運営に役立てている。

また、こうして寄せられた貴重な意見等は、業務別や内容別（職員や契約弁護士等の対応に関するものなど。）に分析を行い、特にその内容から、業務の改善が必要と考えられる事案については、支援センターとして求められる適切な対応策を検討の上、全国の執務の参考としてグループウェアへ掲示し、迅速に情報共有を図った。

また、新規採用者研修やブラッシュアップ研修（全国地方事務所等職員計71名参加）等の各種研修において、利用者から実際に寄せられた苦情等を題材としたロールプレイやグループ討議等を行い、支援センターに寄せられる苦情等への適切な対応についてスキルの向上を図った。

## 2 契約弁護士・司法書士への「利用者からの声」の伝達

平成24年度に開始した一般契約弁護士に対する苦情や感謝等の「利用者からの声」を当該一般契約弁護士へ直接伝達するスキームを全国で導入するよう引き続き進めており、平成28年3月31日現在、実施中の地方事務所は33か所（平成26年度比8か所増）に増加した。

また、平成25年度に開始した一般契約司法書士へ直接伝達するスキームについても全国で順次取り組んでおり、平成28年3月31日現在、実施中の地方事務所は35か所（平成26年度比1か所増）となっている。

具体的には、「親身に相談にのってくれなかった。」、「いつ電話しても不在なので、もっと密に連絡をとれるようにしてほしい。」といった「利用者からの声」を契約弁護士へ伝達している。

## 3 顧問会議の開催状況

平成27年10月15日に第14回顧問会議を開催した。

〈会議の概要〉

充実した総合法律支援を実施するための方策として、司法ソーシャルワークをテーマに、法的な問題を抱えながらも自ら司法にアクセスすることが困難な方々に対する支援について、常勤弁護士を中心とした地域福祉関係者との連携や活動について協議した。

（注）顧問会議のメンバーは次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井卓爾	東京商工会議所副会頭
片山善博	慶応義塾大学教授
高木 剛	一般財団法人国際労働財団理事長
滝鼻卓雄	ジャーナリスト

竹下守夫 一橋大学名誉教授  
津島雄二 弁護士  
中山弘子 元新宿区長  
坂東眞理子 昭和女子大学学長

#### 4 組織運営理念の周知徹底

階層別研修の各階層の研修において、法テラス運営理念に関する講義を実施し、我が国の財政状況を踏まえた上での業務の充実化・効率化について論じさせるなど、支援センター職員としてコスト意識を持って業務に当たる必要性を認識させた。

### 【資料6】法テラス運営理念

#### イ 東日本大震災の被災者に対する援助の充実

##### (7) 震災法律援助事業による援助の充実

#### 【年度計画】

震災法律援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められている。そのため、巡回・出張相談（移動相談車両の活用を含む。）、夜間・休日相談を組み合わせ、また、テレビ電話相談を活用するなど、被災者支援の充実を図る。

#### 1 震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策

震災法律援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上、特に原発事故に関係する損害賠償請求事案において震災代理援助の利用が進んでいると認められることから、全国各地に存在する、いわゆる原発弁護団との連携に引き続き努め、震災援助説明会や震災避難者支援団体等の説明会に支援センター職員が参加し、情報交換や震災代理援助の申込みの際の必要書類や注意事項、審査の方法や援助開始決定後の手続の流れについての個別説明会を行い、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を実施した。



その結果、平成26年度と比べて震災相談援助は3,033件（約6%）増加、震災代理援助は324件（約18%）増加、震災書類作成援助は34件（約380%）増加した。

## 2 被災者支援の充実

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められていることに照らして、移動相談車両の活用を含めた巡回・出張相談を実施（震災巡回相談2,455件、震災出張相談169件）したほか、全ての被災地出張所において夜間相談ないし休日相談を実施した（夜間相談56件、休日相談61件）。また、被災地出張所法テラスふたばにおいてテレビ電話相談を引き続き活用（11件）するなど、被災者支援の充実を継続的に行った。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料10】平成27年度援助申込状況（震災法律援助）

【資料12】平成27年度援助決定件数等状況（震災法律援助）

### (イ) 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実

#### 【年度計画】

法的問題を抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに、被災者のニーズに適した各種専門家による情報提供サービスを提供するなどのきめ細かい対応を行うよう努める。

震災法律援助事業による被災者支援を行うことができない場合であっても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実施する。

#### 1 震災法律援助事業以外の手法による各種取組

##### (1) 「東日本大震災相談事例Q&A」

ホームページ上に「東日本大震災相談事例Q&A」を継続的に設け、被災者及び被災関係者等の相談事例を基にした情報提供を実施するとともに、相談項目ごとのQ&A一覧を掲載することで、利用者の利便性の向上を図った。

##### (2) 「東日本大震災に関する相談窓口一覧」

ホームページ上に「東日本大震災に関する相談窓口一覧」を継続的に設

け、関係機関との連携の下、利用者の利便性の向上を図った。

(3) 「震災法テラスダイヤル」

震災に関する法制度や相談窓口等の情報提供を担う専用のダイヤル「震災法テラスダイヤル」をコールセンター内に継続的に設置し、被災者及び被災関係者からの問い合わせに応じた。

(4) 「ワンストップ相談会」の実施

宮城、岩手、福島各県に設置した7か所の被災地出張所において、消費者庁、地元自治体と連携し、弁護士以外の各種専門家によるワンストップ相談会を実施した。

(5) 「女性の悩みごと相談」の実施

内閣府男女共同参画局との連携により、平成24年2月から被災地出張所法テラス南三陸において開始し実施してきた「女性の悩みごと相談」について、平成26年4月から、実施場所に法テラス山元・法テラス東松島を加え、これらを継続実施し、被災地における女性の悩みによりきめ細やかに対応した。

2 震災法律援助事業の対象とならない被災者に対する民事法律扶助制度の活用

震災法律援助事業の直接の対象とならない被災者に対しても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実施するよう努めた。

ウ 高齢者や障がい者等に対する支援の充実

【年度計画】

司法ソーシャルワーク事業計画に基づき、各地方事務所において関係機関のリスト化を進め、常勤弁護士を含めた担い手となる弁護士・司法書士を確保する。

福祉関係機関と連携し、指定相談場所を増加させ、併せて、巡回相談の件数を増加させる。

関係機関との連携を契機とした出張相談の件数を増加させるとともに、関係機関との連携を契機としたセンター相談・事務所相談を増加させる。

各地方事務所において社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域生活定着支援センター等との連携を強化し、上記の事業計画及び具体的目標の進捗状況を踏まえた司法ソーシャルワークに関する協議会等を行う。

全国の地方事務所で、職員に対し、高齢者・障がい者疑似体験実習等の研修を実施し、接遇スキルの向上を図るほか、既に作成している高齢者、知的障がい者及び視覚障がい者向けの各パンフレットについて、関係機

関・団体の意見を踏まえて改善を図った上、必要に応じて関係機関・団体に配布する。

## 1 司法ソーシャルワーク

### (1) 実施体制の整備

司法ソーシャルワーク事業計画（以下「事業計画」という。）を踏まえ、全ての地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所を中心に連携対象となる福祉機関・団体をリスト化した。

また、事業計画では、出張相談等の担い手となる弁護士・司法書士を確保するとしているところ、地方事務所において弁護士会・司法書士会との協議を行い、弁護士・司法書士名簿を整えたり、弁護士会の高齢者・障がい者相談窓口への取次の仕組みを整えるなどした。さらに、担い手育成の観点からも、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するために、実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。

### (2) 潜在的な法的問題の掘り起し及びその法的支援の実現

「福祉機関・団体を指定相談場所として指定した数」は、平成26年度の37か所から85か所に増加した。また、「連携を契機とした巡回法律相談の件数」は、平成26年度の319件から488件に増加し、特に主要な連携対象機関である地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会を対象とした巡回法律相談の件数は、平成26年度の78件から136件に増加した。

そのほか、平成27年度から新たに集計を開始した「連携を契機とした出張相談件数」は589件、「連携を契機としたセンター相談・事務所相談件数」は673件であった。ただし、これらの実績については「連携を契機とした」か否かの判別方法に限界があり、部分的な数値にとどまっていることから、正確かつ簡易に実績を集計するための仕組みの整備に着手した。

### (3) 関係機関との連携の強化

事業計画の手順に沿って、地方事務所においてリストアップした福祉機関・団体のうち地域包括支援センター、福祉事務所を中心とした4,948機関に対し、本部から司法ソーシャルワークの説明資料を発送した。その際、説明資料発送による連携促進効果を最大化するために、本部において厚生労働省老健局、同社会援護局に働きかけて、各局を通じて全国自治体に地方事務所・支部の取組への協力を要請する文書を発出した。

また、説明資料送付等の取組を契機として、地方事務所において福祉機関・団体の職員を対象に「司法ソーシャルワーク」をテーマとした地方協議会を計65回開催した（平成26年度比13回増）。地方協議会以外にも、福祉機関・団体の職員を対象とした業務説明等も1,329回開催し、そのうち、社会福祉協議会職員を対象としたものが309回、地域包括支援センター職員を対象としたものが381回、地域生活定着支援センター職員を対象者

としたものが31回であった。

さらに、地方事務所における連携強化の取組が、指定相談場所の指定や出張法律相談の受付実施、ホットラインなどの連携スキーム構築につながりやすくするために、各地の連携スキーム構築事例をまとめた資料を作成し、各種会議・研修の場で説明するなどして、連携手法の組織内共有を図った。

## 2 高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上等の取組

全国の地方事務所において、職員に対し、高齢者・障がい者疑似体験学習を実施し、高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上を図った。具体的には、福祉機関から専門家（看護師、ソーシャルワーカー、介護支援専門員等）を招いて疑似体験学習の講習を受けたり、実際に車いすを使用する、視野や関節の動きを制限するなど、身体機能に制限のある利用者の立場で事務所内外を移動することを体験し、どのような誘導の仕方が利用者にとって分かりやすく安心感を与えるかについて、職員相互に検証することで、高齢者・障がい者利用しやすい事務所づくりに取り組んだ。この取組は、平成27年度には、11地方事務所及び1支部で実施し、平成25年度からの3か年で、全ての地方事務所において実施した。

平成27年11月に全国の地方事務所の民事法律扶助担当職員を対象として、専門の講師を招き、高齢者や障害を持つ利用者への説明技術の習得を含めた「説明力の強化」をテーマとした講義（演習形式を含む）を行った。

また、平成28年4月に施行する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に向けて、サービス介助士の資格を取得し、高齢者向けパンフレット及び知的障がい者向けパンフレットを改訂した。同法に基づき「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を制定するに当たっては、障害者団体を含めた国民の意見を広く聴取し、同規程の内容を全国の事務所に周知させるため、同法施行直前に実施した次年度事務局長説明会において、同規程の趣旨・留意すべき事項について説明を行った。

## (2) 組織の基盤整備等

### ア 支援センターの職員

#### (7) 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等

##### 【年度計画】

- (7) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の業務量の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を踏まえた真に必要なも

のとする。

支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることができる人材の確保・活用を図る観点から職員の採用・配置等を行う。

常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

- (イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティーネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、既に配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。その上で、関係機関等との連携協力関係の確保・強化も含めて総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要と認められる地域に配置する。

常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。）、その地域での役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

常勤弁護士については、大規模災害等において機動的に法的サービスを提供できるようにするための具体的な態勢整備の方策を検討する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。

また、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等を策定する。

そのほか、コールセンターの運営に当たっては、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。

## 1 職員について

### (1) 採用について

職員の採用に当たっては、多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか面接を複数回実施することにより、公共性の高い支援センターの多様な業

務の適性を判断し、幅広い知識を備え、利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めた。面接の実施に際しては、局部長、課室長及び課室長補佐のほか、係長及び主任を面接員とし、様々な視点から受験者の能力及び適性を判断した。

試験の実施に当たっては、厚生労働大臣が定めた「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」に「新卒採用に当たって少なくとも卒業後3年間は応募できるようにする」との規定があるところ、支援センターにおいては、卒業後5年間は新卒採用の対象者とする運用とし、これらを対象とした一般公募試験と、司法試験受験資格を喪失した法科大学院修了者を対象とした一般公募試験を実施するとともに、このほかにも中途採用試験を実施し、合計841名の選考を行った結果、そのうち26名を採用した。

また、有期契約職員から常勤職員への登用に際しては、上記と同様の試験内容に加え、当該有期契約職員の所属する職場の管理者による評価も採用決定の資料とした。支援センターにおける知識・経験が豊富な有期契約職員については、常勤職員として採用することにより即戦力となることから、42名を対象に常勤職員への登用試験を実施し、そのうち14名を常勤職員として登用した。

## (2) 人事配置について

職員の配置に当たっては、平成28年4月期の広範な人事異動（102名）に向け、各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等を勘案しながら業務の平準化及び事務手続の合理化に資する再配置を検討するとともに、総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上を図るための配置に努めた。

## 2 常勤弁護士について

### (1) 常勤弁護士の採用

#### ア 就職説明会の実施、採用情報の周知等

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターのホームページにおいて常勤弁護士の業務内容や最新の就職説明会情報等を随時掲載するとともに、法科大学院生や司法試験合格者等に採用案内等を配布して、早い段階から常勤弁護士への関心を高める取組を行った。また、日本弁護士連合会及び各弁護士会等の協力を得て、司法修習生等を対象とする就職説明会を10回にわたり実施し、支援センターの運営方針、常勤弁護士の業務内容、魅力、求める人材像、待遇等について説明した。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士を採用するため、日本弁護士連合会の協力を得て、同連合会のホームページ、会員専用サイト、メールマガジン等に就職情報を掲載した。

#### イ 選択型実務修習への参加等

支援センターや常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことを通じてその業務の意義や魅力をより理解してもらうべく、司法研修所の選択型実務修習企画に参加し、各地の支援センター事務所において、合計80名の司法修習生を受け入れた。

また、全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生の受入れも積極的に行い、各地の支援センター法律事務所において、合計29名の法科大学院生を受け入れた。

#### ウ 総合評価のための面接の実施

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員として総合法律支援の取組に意欲的であるということだけでなく、弁護士として必要な事務処理能力や他者とのコミュニケーション能力等を見極めるという観点から、各応募者について日本弁護士連合会の意見を徴した上で、採用面接を実施した。

#### エ 新規採用者の確保

以上の取組により、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑かつ効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保に努めた。

その結果、106名の応募者の中から、総合法律支援に意欲的な30名（司法修習修了直後の者28名、法曹経験者2名）を採用した。

### (2) 常勤弁護士の配置

#### ア 常勤弁護士の役割、配置の必要性の検討等

常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティーネットとしての役割に加えて、司法ソーシャルワークの取組も求められていることから、改めて常勤弁護士の役割について検討するとともに、各地における関係機関との連携事例や弁護士会との協働事例等を取りまとめて、地方事務所執行部や常勤弁護士等に周知した。

また、地方事務所を対象にして、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施するとともに、各地における民事法律扶助事件数や国選弁護事件数等を踏まえて、日本弁護士連合会と連携しつつ、常勤弁護士の配置の必要性等を検討した。

#### イ 配置人数等

以上の取組により、常勤弁護士の配置が必要と認められる地域と配置人数を検討し、平成27年度は新たに青森県西津軽群鱒ヶ沢町に地域事務

所を設置して1名の常勤弁護士を配置するとともに、平成27年3月31日と比較して、13か所で増員、15か所で減員し、平成28年3月31日の時点で、全国に250名の常勤弁護士を配置した。

ウ 常勤弁護士の事件により生じる財政的効果の把握等

常勤弁護士が担当した事件の平均単価及び費用等に関する資料やデータを作成・収集するとともに、種類、規模の異なる複数の事務所の収支をサンプル調査し、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的効果の把握に努めた。また、常勤弁護士による連携活動をより正確に把握すべく関係機関相談記録票を改修したほか、常勤弁護士による連携活動の財政的効果の評価方法を検討した。

エ 大規模災害等における法的サービスの提供のための体制整備

大規模災害等が発生した場合に、常勤弁護士を活用して機動的に法的サービスを提供できるようにするための態勢整備の方策として、常勤弁護士が配置されていない事務所への配置等を検討した。また、平成27年9月関東・東北豪雨においては、弁護士会と連携して、災害に関する無料法律相談に常勤弁護士も参加して被災者支援を行うなどの対応をとった。

**【資料4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧**

**【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成28年3月31日現在）**

**【資料31】平成27年度常勤弁護士就職説明会等実施状況**

**【資料32】平成27年度司法研修所選択型実務修習受入状況**

**【資料33】平成27年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況**

3 オペレーターの配置等について

(1) 情報提供件数、業務量の推移

コールセンターにおける情報提供件数は318,520件（平成26年度330,738件）であり、入電数減少や平成27年8月に生じたコールセンターシステム障害に起因する約2,000件未入電の事象もあって、平成26年度と比較して件数が減少した。

一方、コールセンターにおける資力要件確認（民事法律扶助における資力要件の確認）の対象事務所を46地方事務所・支部（平成26年度は31地方事務所・支部）に拡大し、また、平成27年10月から各地の地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から10秒以内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送（話中転送及び無応答転送）する新たな取組を開始したこともあり、コールセンターの業務範囲は拡大した。

(2) (1)に応じた職員配置の見直し



職員の人数・配置に関し、入電状況と業務範囲拡大とのバランスを図り、その見直しを行うことで、これまで一定の退職（雇用期間満了を含む）見込みに基づき毎年行っていた新規雇用が不要となるなど、効率的な運営を実施した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 8】平成 27 年度情報提供件数の推移

#### (イ) 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上

##### 【年度計画】

以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢の整備に必要な準備・検討を行う。

(ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた体系的な研修を企画・立案して計画的に実施し、実務能力や専門性の向上を図る。

(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図ることはもとより、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、随時研修内容を見直したり、より一層の内容の充実を図りながら実施するよう努める。

また、ブロック単位での研修を充実させ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図り、全体的な能力・技量の向上を図る。

(ウ) 上記の研修を実施し、意識・能力等の高い職員については、国、地方公共団体等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積ませ、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

さらに、常勤弁護士については、今後の重点課題と考えられる地方公共団体や福祉機関・団体に潜在する法的需要を把握し、これらの機関等との連携の促進を図るため、社会福祉法人等に派遣する外部研修を実施する。

#### 1 職員の実務能力・専門性の向上を図る取組

##### (1) 体制の整備に必要な準備・検討

従前の研修プログラム（階層別研修及び業務研修）を抜本的に改訂して中長期的な人材育成プログラムを構築するため、研修制度に関する P T を平成 27 年 4 月に発足させ、同 P T において、体系的な階層別研修の構築、

研修要綱の策定、業務研修の整理・統合の方針確定及び「OJTハンドブック」を作成するなど、職員育成に関する体制整備を図った。

## (2) 職員に対する研修

### ア 階層別研修

採用年次や経験年数に応じた研修を体系的かつ計画的に実施した。具体的には、採用から2年間を基礎形成期間、その後の2年間を「ブラッシュアップ期間」とし、それぞれの期間に新規採用者研修、ブラッシュアップ研修を実施した。また、3級昇格者には「3級昇格者研修」を、4級昇格者には「マネジメント基礎研修」をそれぞれ行い、役職とその職責に応じた階層的な研修を実施した。平成27年度は合計7回の研修を実施し、延べ22日間に延べ141名の職員が受講した。内容については、「法テラス運営理念」の講義を行い、組織としての基本理念を各個人に浸透させたほか、コンプライアンスに関する講義においては、受講者が主体的に取り組み、問題意識を高めるため、事例検討等を取り入れることとした。

### イ 業務研修

実務能力や専門性の向上のため、総務、情報提供、民事法律扶助、国選弁護、犯罪被害者支援及び法律事務の各業務に従事する職員を対象とし、延べ12日間に延べ301名の職員に対してそれぞれ研修を実施した。

### ウ 外部研修

人事院主催の課長級研修に課長職の職員1名を3日間参加させ、課長補佐級研修に課長補佐職の職員1名を4日間参加させた。また、東京都の実施する職員研修に職員3名を延べ5日間参加させた。

## 2 常勤弁護士の能力技量の向上を図る取組

### (1) 実践的な研修等の実施

#### ア 養成中の常勤弁護士に対する研修

司法修習修了直後に採用した常勤弁護士に対しては、1年間で常勤弁護士として必要とされる基本的な素養を身に付けることができるよう、通年のスケジュールに基づいて、採用直後の導入研修として民事法律扶助業務や国選弁護業務等について学ぶ新任業務研修、刑事事件及び民事事件に関する演習を中心とする定期業務研修、支援センターの法律事務所に赴任する直前に行う赴任前業務研修を実施した。

#### イ 赴任中の常勤弁護士に対する研修

支援センター法律事務所に赴任中の常勤弁護士に対しては、労働事件に関する事例検討を中心とする民事業務研修、精神科医の講義や臨床心理士を相談者役とする模擬法律相談等を行うパーソナリティ障害対応研修、司法ソーシャルワークの推進のために同分野で先駆的役割を果た

している常勤弁護士との実地研修を通してそのノウハウ等を学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。

#### ウ 裁判員裁判に関する研修

裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるよう、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材とする裁判員裁判事例研究研修、参加者を少数に限定し、より専門的・集中的に裁判員裁判に関するディスカッション等を行う裁判員裁判専門研修を実施した。

#### エ その他の研修等

全国を9つのブロックに分けて、各地の実情や常勤弁護士のニーズ等に応じた常勤弁護士自らが企画する少人数制の研修（ブロック別研修）を実施し、各ブロック単位での研修を充実させるとともに、全国各地に赴任する常勤弁護士の活動報告を中心とする全国経験交流会を日本弁護士連合会と共催し、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図った。

また、支援センターの法律事務所に勤務する職員に必要な事務処理方法等を講義する法律事務所事務職員研修を実施し、法律事務所全体の充実化・効率化を図った。

#### (2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用

常勤弁護士に対する研修については、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、定期的に意見交換を行って研修の具体的な内容の企画や検討を行いつつ、研修を受講した常勤弁護士の意見等も踏まえて、内容や時間配分等を随時見直し、より一層の充実を図りながら実施した。

さらに、集合研修以外の個別指導研修として、裁判員裁判弁護技術研究室においては、常勤弁護士が受任した裁判員裁判事件・刑事事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図った。また、常勤弁護士業務支援室においては、常勤弁護士が受任した民事・家事・労働事件等について個別具体的な指導・助言を行い、かつ、養成中の常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導まで行うなどして、常勤弁護士の業務能力・技量の向上を図った。

#### (3) 常勤弁護士の外部派遣研修

地方自治体や福祉機関・団体等に潜在する法的需要の把握と、法的問題の解消に向けた連携の促進を図るため、社会福祉法人（長崎県の南高愛隣会、滋賀県の社会福祉法人グロー）、法務省（大臣官房司法法制部）等に常勤弁護士を派遣し、外部研修を実施した。

### 【資料 36】平成 27 年度常勤弁護士研修実施状況

## イ 一般契約弁護士・司法書士の確保

### 【年度計画】

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。

#### 1 扶助契約弁護士及び扶助契約司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、本部においては平成28年2月に講習会「民事法律扶助制度～活用のノウハウ」を日本弁護士連合会と共催し、同講習会へ講師を派遣して民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の周知及びそれらの利用促進に努めた。また、42地方事務所において、弁護士会、司法書士会と連携しつつ説明会や協議会の実施を行うとともに、未開催の地方事務所においても、制度改定の度、説明資料の配布を行う等、一般契約弁護士・司法書士の確保及び制度に対する理解を深めるための取組を展開した。

その結果、平成28年4月1日時点における一般契約弁護士数は21,033名（平成27年4月1日時点から857名増）、一般契約司法書士数は7,128名（同231名増）と、いずれも平成26年度以上となった。

【資料 17】 契約弁護士数（民事法律扶助・震災法律援助）

【資料 18】 契約司法書士数（民事法律扶助・震災法律援助）

【資料 49】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況

#### 2 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保

##### (1) 説明会等の実施

###### ア 説明会の開催・説明資料の配布

各地方事務所において、弁護士会主催又は支援センター主催（弁護士会との共催を含む。）の説明会を開催するとともに、研修を実施し、また、独自の広報用資料を配布するなどして、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

###### イ 解説書の配布

各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、全国の一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して「国選弁護業務の解説」及び「国選付

添業務の解説」を配布した。

(2) 契約弁護士の確保

国選弁護人契約弁護士の契約数は、平成27年4月1日時点の25,218名から平成28年4月1日時点の26,370名に増加しており、後者は、全国の弁護士の69.9%に相当するものである。

国選付添人契約弁護士の契約数は平成27年4月1日時点の12,512名から平成28年4月1日時点の13,409名に増加している。

**【資料 20】 国選弁護人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）**

**【資料 21】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）**

3 被害者参加弁護士契約弁護士の確保

(1) 被害者参加弁護士契約弁護士確保の取組

ア 支援センター本部における取組

支援センター本部では、日本弁護士連合会との協議の場で被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を行った。

イ 地方事務所における取組

地方事務所においては、50地方事務所のうち45地方事務所において、以下の方法により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について、理解を深められるよう取り組んだ。

① 弁護士会主催の説明会・研修会等への参加

② 地方事務所主催の説明会の開催

③ 地方事務所・弁護士会共催による説明会・意見交換会の開催

説明会等の開催に至らなかった5地方事務所（京都、奈良、島根、福島、釧路）においても、各弁護士会の執行部、犯罪被害者支援委員会等との協議を行い、一般被害者参加弁護士契約弁護士数の増加に取り組んだ。

(2) 契約弁護士の確保

上記(1)の取組の結果、被害者参加弁護士契約弁護士の人数は平成28年4月1日現在4,449名（平成27年度同日比327名増）となった。このうち、女性弁護士数は平成28年4月1日現在984名（平成27年度同日比103名増）となった。

**【資料 35】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移**

**【資料 50】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況**

### (3) 組織の適正性堅持

#### ア ガバナンスの強化

##### 【年度計画】

- ア 本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。
- (ア) 執行部会を定期的開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。
  - (イ) 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。
  - (ウ) 地方事務所においても、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。
- イ 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

#### 1 本部における組織運営等

理事長の招集により毎月2回以上（合計24回）、本部において執行部会を開催し、会議終了後に決定事項等の議事の要旨をとりまとめ、本部役職員及び地方事務所職員への伝達を行い、理事長の決定事項及び支援センターの課題等が速やかに職員に周知されるよう努めた。また、執行部会での指摘事項を本部担当課室において検討させ、その対応状況を執行部会へフィードバックする取組を行った。

全国地方事務所長会議及び全国地方事務所事務局長会議を各1回、ブロック別協議会をブロック別に1回ずつ計8回開催し、支援センターが抱える課題等について情報交換を行った。

地方事務所においても、随時、執行部会議を開催し、本部が決定した業務運営方針に基づき迅速かつ的確な業務運営を実施した。

#### 2 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組

支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上でその実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応える常勤弁護士を育成するため、地方事務所執行部会への常勤弁護士の出席、地方事務所執行部と常勤弁護士との意見交換会・勉強会等の実施等に取り組んだ。

## イ 監査の充実・強化

### 【年度計画】

監事監査は本部ほか6地方事務所等を、内部監査は本部ほか44地方事務所・地域事務所等を、情報セキュリティ監査は6地方事務所を対象として実施する。内部監査については、支援センターの業務の適正を確保するための体制等の整備を始め、業務の実施状況のモニタリングを行い、改善方を提示する手法により実施する。

内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人監査の指摘事項等を踏まえ、これを監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、監事と会計監査人との情報共有の場を2回以上設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。

### 1 監査の実施

#### (1) 監事監査（本部及び5地方事務所）

監事監査は、業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的として、平成27年度監事定期監査計画に基づき実施した。

監事は、本部においては、執行部会等の重要な会議へ随時出席して意見を述べるとともに、本部各課室の業務執行に関するヒアリングを行った。また、地方事務所においては、関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況などを確認した。

その結果は理事長へ報告し、被監査事務所へも通知した。

#### (2) 内部監査（本部及び40地方事務所・支部・地域事務所）

内部監査は、中期計画及び年度計画達成のため、業務運営の実情を調査し、その効率的、効果的な執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、平成27年度内部監査計画に基づき実施した。

実効ある内部監査とするため、事前の予備調査を網羅的に行い、リスクが高いと判断した事項及び領域を監査要点、監査範囲、監査項目として設定し、重点的に検証するというリスク・アプローチによる実地監査を行った。

その結果は理事長へ報告し、被監査事務所へも通知した。当該事務所において直ちに対応可能な指摘事項は、その対応結果等を監査室へ報告させ確認した。

また、支援センター全体として対応方針等の検討が必要となる指摘事項については、本部において検討され、業務改善に役立てられていることを

本部各課室に対するヒアリングにおいて確認した。

### (3) 情報セキュリティ監査（6 地方事務所）

情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ関連規程の遵守状況を確認することなどを目的として、平成27年度情報セキュリティ監査計画に基づき実施した。

監査事務所に対して情報セキュリティ監査チェックリストを事前に送付して回答を受け、それに基づき実地監査において詳細なヒアリング等を行うことにより確認を行い、必要な指摘等を行った。

その結果は支援センター情報セキュリティ最高責任者である本部事務局局長へ報告した。

## 2 効率的・効果的な監査

会計監査人監査における指摘事項を監査項目へ反映させることなどにより、監事監査及び内部監査において、より効率的、効果的に内部統制の構築及び運用状況について点検した。

また、監事及び監査室は、会計監査人から監査計画概要説明や地方往査結果報告、財務諸表等の監査報告を受けるなど情報共有の場を複数回設けて会計監査人監査との連携強化を図り、監査全体を効率的、効果的に実施した。

## ウ コンプライアンスの強化

### 【年度計画】

各種監査結果やこれまでのコンプライアンス推進の取組等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を更に強化するために必要な措置についての検討・実施を継続するとともに、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

### 1 内部統制強化のための取組

業務方法書の改正に伴い、ガバナンス推進委員会から内部統制推進委員会に組織再編を行った。

同委員会においては、各種監査結果を踏まえて、全国の地方事務所及び法律事務所等の業務・組織の調査及び点検を行い、網羅的なリスク評価を行った。さらに、各種規程類を整備するとともに、業務管理システム再構築の進捗状況を点検するなどして、内部統制の基盤を強化した。



## 2 職員に対するコンプライアンスの推進

ガバナンスレポートを発刊し、各事務所の取組事例を掲載したり、「職場のハラスメント防止」について具体的事例を踏まえた専門家の解説を掲載するなど、コンプライアンスに対する意識の向上、取組強化の推進を図った。さらに、コンプライアンス強化週間を設定し、コンプライアンスの標語を掲示するなど、職員のコンプライアンスに対する意識を高めた。加えて、新たに全職員を対象とした事例検討会を実施するとともに、チェックシートによる理解度テストを行うことで、職員のコンプライアンスに対する理解を一層促進させた。

その他、職員階層別研修及び業務研修（集合研修）において、コンプライアンスに関する講義の時間を平成26年度より多く設けて、多方面での意識の向上を図った。

## エ 情報セキュリティ対策

### 【年度計画】

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえて情報セキュリティ関連規程の改正を行うとともに、改正後の情報セキュリティ関連規程にのっとり、情報セキュリティ対策を実施する。

### 1 情報セキュリティ関連規程の改定

政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策について検討し、情報セキュリティ対策基準及び関連規定について改定を行うとともに、別途必要な規定については新規に策定した。

具体的には、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成26年度版）」に基づいて検討を行い、これまで規定されていなかった情報セキュリティ委員会の設置、情報セキュリティに係る対策推進計画の策定、自己点検の実施等、支援センターにとって重要な点を盛り込む改定を行い、情報システム取扱要領、外部委託取扱要領、ライフサイクル基準等を新規に策定した。

### 2 情報セキュリティ対策の実施

昨今の公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだ研修・教育を実施した。

#### (1) 研修（合計9回）

下記アからカの研修については、講義の一つとして情報セキュリティ対策をテーマとしたものを実施した。

下記キについては、標的型攻撃の対象として狙われることの多い外部にメールアドレスを公開している部署の担当者を対象に実施した。

- ・ 初任者研修（2回）
- ・ ブラッシュアップ研修（2回）
- ・ マネジメント基礎研修（1回）
- ・ 民事法律扶助担当者研修（1回）
- ・ 法律事務所職員業務研修（1回）
- ・ 常勤弁護士赴任前研修（1回）
- ・ 標的型攻撃対策研修（1回）

(2) 教育・自己点検

職員の情報セキュリティ意識向上のために、統一的な教育資料を作成・配布し、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、チェックシートを利用した自己点検を行わせ、その結果を本部において取りまとめた。

(4) 関係機関等との連携強化

ア 効果的な連携方策の策定

【年度計画】

ア 地方協議会の開催等

(ア) 本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。

(イ) 28地方事務所以上において、複数回の地方協議会等を開催する。

(ウ) 地方協議会等の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知するほか、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして意見を聴取する。

また、各地方事務所の取組のうち、参考となる事例を全国に普及させる。

イ 関係機関等との連携強化

(ア) 利用者に対する充実したサービスの提供を図るとともに、高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体等との意見交換や研修等を行い、連携の維持・強化を図る。

(イ) 司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、関係機関とのセミナーや意見交換を行い、今後の巡回相談、出張相談の実施や個別案件における関係機関との協働につなげる。

- (ウ) 本部において法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を1回開催し、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。本部において関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。
- (イ) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明や意見交換会等の回数を前年度に比して増加させるとともに、地方公共団体その他関係機関・団体が主催する各種会議に参加し、支援センターの関与の度合いを高める。

## 1 地方協議会の開催等

平成27年度は、全国の地方事務所において合計97回（平成26年度99回）の地方協議会を開催した。

そして、31地方事務所において複数回の地方協議会等を開催した。

その開催に当たっては、議題や開催方法等に応じた関係機関・団体を検討した上での出席依頼を行った。また、関係機関・団体に対し、支援センターに関する事前のアンケート調査を実施し、地方協議会の際に寄せられた意見等を詳細に聴取するとともに、得られた意見等を業務に反映した。さらに、全国を取組について社内グループウェアに掲載し、参考となる事例を全国で共有した。

**【資料 37】 平成 27 年度地方協議会開催一覧**

**【資料 38】 平成 27 年度地方協議会参考事例一覧**

**【資料 39】 平成 27 年度地方協議会を踏まえての業務見直し事例一覧**

## 2 関係機関等との連携強化

(1) 全国で開催された地方協議会のうち42地方事務所65回については、高齢者・障がい者等に対する法的支援をテーマとした。加えて、各地の地方事務所において、高齢者・障がい者支援を担う地方公共団体の担当部署、福祉機関・団体のほか、弁護士会・司法書士会を個別に訪問して意見交換や業務説明を実施した。そのほか、本部において、各地の弁護士会の高齢者支援の実施状況を確認すべく、的確な実態把握の方法等について日本弁護士連合会との検討に着手した。

(2) 上記(1)の取組は、司法ソーシャルワーク事業計画も踏まえて実施されているところ、特に同計画において主要な連携先として掲げられている地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会については、計659回（平成26年度比230回増加）にわたって意見交換や業務説明等を実施す

ることを通じて、民事法律扶助の巡回相談、出張相談等の制度・手続の周知を図るなどした。

- (3) 本部において、法務省が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議（平成27年10月、23府省庁等が出席）に参加し、関係機関等において支援センターの業務内容及び司法ソーシャルワークについて理解を得るとともに、連携強化を図った。また、関係機関連絡協議会を3回開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して支援センターの活動実績を報告し、今後の活動方針を協議した。
- (4) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明、意見交換等を2,754回（平成26年度2,753回）実施し、具体的事案が発生した場合に支援センターを紹介してもらえよう取り組んだ。

## イ 連携強化のための体制構築

### 【年度計画】

支援センターの業務運営に当たっては、関係機関・団体との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点からの職員の配置を行うなど、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。

#### 1 地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の地方事務所執行部への起用

地方事務所の業務運営に資するため、各地方事務所において地方自治及び福祉関係等の知識経験を有する者を執行部へ起用するための取組を推進するよう働きかけるとともに、全国地方事務所長会議及びブロック別協議会において、上記知識経験を有する副所長から関係機関との関係構築のための手法等を報告させて情報共有を図った。

なお、平成27年度は、東京地方事務所、大阪地方事務所、鳥取地方事務所、福岡地方事務所及び釧路地方事務所において地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者として各1名を起用するとともに、次年度当初に向けて1か所の地方事務所において1名の者を起用すべく調整を図った。

#### 2 地方自治体との連携

地方自治体からの要請により、自治体内に設置した支援センターの窓口引き続き職員を派遣して、自治体との連携を図った。

## (5) 報酬・費用の立替・算定基準

### 【年度計画】

国費支出をより適正なものとする事、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、立替・算定基準について検討を行い、②国選弁護等関連業務の報酬・費用については、算定基準について検討を行うための準備を引き続き行う。

#### 1 立替基準についての検討準備

民事法律扶助業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとする事、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から検討を行う必要がある。

そこで、「民事法律扶助審査基準・運用検討プロジェクトチーム」で立替基準についての検討を行い、その結果を踏まえ、運用の平準化を図るために債権者少数の場合の任意整理事件・特定調停事件の着手金等の基準額を整備するため、また、運用の適正化を図るために受任者等に対して金銭返還を求める場合の基準を受任者等の実際負担する労力に整合させるように整備するため、民事法律扶助業務運営細則を平成27年11月30日付で改定した。また、受任者より処理の困難性について報告がなされた場合の着手金増額についての目安の検討を行い方向性を確定する等、現行基準の下での運用の適正化・平準化の取組を進めた。

#### 2 算定基準についての検討準備

適正な国費支出及び契約弁護士の活動に対する適切・公平な評価（報酬・費用への反映）の観点から、以下のとおり、算定基準についての検討を行うための準備を引き続き行った。

- (1) 契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析した。
- (2) 算定基準について、日本弁護士連合会との間で定期的な協議を継続した。
- (3) 算定基準の改正案を作成し、法務省との間で協議を実施した。

## (6) 自然災害等に関するリスクへの対応の構築

### 【年度計画】

自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務継続計画策定に必要な情報収集などの準備・検討を行う。

次期システムの構築に向けた検討に際して、自然災害等が発生した場合においても業務継続を可能とするバックアップシステムの構築に向けた検討を行う。

大規模地震をはじめ、自然災害のリスクに備えた業務継続計画の策定について、必要な情報収集及び分析を行い、業務継続計画案を作成するなど、業務継続計画策定に向けた取組を進展させた。

また、新システム構築の検討に当たり、各種業務データのバックアップの範囲・方式及び災害発生時における業務継続に向けたシステムの検討を行った。

## 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 支援センターの業務全般に関する効率化

#### ア 総論

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、効率化を図るため、以下に掲げる各業務における目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。

#### イ 一般管理費及び事業費の効率化

##### 【年度計画】

ア 人件費について、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、合理化・効率化を図る。管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

イ 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化を図る。具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。

一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。）を前年度比1パーセント削減する。

ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。これら競争的手法を活用するに当たり、複数年契約及び一括調達の効果的活用を図

るほか、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、公告期間及び履行期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努める。

また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うとともに、性質随意契約による場合においては、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査する。これらの取組によって、経費の節減を図る。

## 1 人件費の合理化・効率化

### (1) 柔軟な職員配置及び国家公務員に準じた給与体系の維持

業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用してパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、国の制度に準じた内容の給与規程を維持した。

なお、国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス）は、81.2ポイント（平成26年度は80.6ポイント）であった。

### (2) 管理部門のスリム化等

管理部門においては、給与支給事務につきシステム利用によって申請するペーパーレス化を進めており、さらに、給与計算に関するアウトソーシングの活用についても引き続き検討を行うなどした。

## 2 一般管理費及び事業費の効率化

### (1) 一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）の効率化減

平成27年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費（1,814,309千円）のうち、新規追加・拡充分を除いた額は1,803,889千円である。これは、平成26年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費（1,880,695千円）と比べ、対平成26年度76,806千円の削減となった（4.1%減）。その結果、人件費及び公租公課を除く一般管理費について、平成26年度比3%を上回る削減額を達成した。経費削減の主な内容としては、借上宿舍規程の改正により17,477千円の職員住宅借上料を、判例検索ソフト利用契約の見直しにより3,280千円の利用料を、携帯電話の料金プランの見直し等により2,110千円の通信運搬費を、それぞれ削減した。

### (2) 事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。以下同じ。）の効率化減

平成27年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費（860,679千円）のうち、新規追加・拡充分を除いた額は784,122千円である。これは、平成26年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費（792,921千円）と比べ、対平成26年度8,799千円の削減となった（1.1%減）。その結果、立替金債権管理

事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費について、平成26年度比1%を上回る削減額を達成した。経費削減の主な内容としては、IP回線契約の見直しにより7,602千円の回線使用料を、コールセンター品質評価委託契約の調達内容の見直しにより2,678千円の業務委託費をそれぞれ削減した。

### 3 各種契約手続の競争性・透明性・公正性確保

物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、特定の者でなければ納入できないような性質上やむを得ないものや少額随意契約に該当するものを除いて、一般競争入札及び総合評価方式等の競争的手法を活用して契約を行った。競争的手法を活用するに当たっては、競争性を十分に確保するため、一者応札となった契約を精査するとともに、ホームページで公表している「一者応札・応募に係る改善方策について」に従って、入札参加が見込まれる業者に対し積極的に入札情報のPRを行った。また、入札に関する情報として、公告文に加えて入札説明書及び仕様書等をホームページに掲載する措置を講じた。

この結果、平成26年度において5件（全体件数の14.7%）であった一者応札が、平成27年度は2件（同7.1%）に減少した。

さらに、少額随意契約の場合においても、複数の業者から見積りを徴収し、最も低額な価格で契約しているほか、性質随意契約の場合であっても、契約内容を十分に精査して、見積書を複数回求めるなどの工夫を行うことにより、経費の削減を図った。

なお、支援センターにおける平成27年度の契約の状況については、業務実績報告書別紙4のとおりである。

## ウ 事務所の業務実施体制の見直し

### 【年度計画】

#### ア 出張所

取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について検討し、必要な見直しを行う。

#### イ 司法過疎地域事務所

(ア) 設置・存置等について、これまでの設置基準の厳格化の取組に加え、地域のニーズを踏まえた地方事務所等からの要望につき、本部でその必要性を検討し、法務省、日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で最終決定するとともに、その検討過程についても明らかにする。

(イ) 設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、



実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案して行う。

- (ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行う。事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱事件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。

## 1 出張所

業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズ等の把握・整理に努めるとともに、出張所が設置されている地方事務所及び同支部の執行部と協議を重ねるなどして、業務実施体制の見直しの検討を進めた。

## 2 司法過疎地域事務所の設置・存置等

第2期中期計画上の司法過疎地域事務所の設置基準（第3期中計画においても踏襲）に基づき、実働弁護士1人当たりの人口（26,507人）、地方裁判所本庁からの移動距離・時間等（青森地裁本庁から五所川原支部までの移動距離は約54.6キロメートル、移動時間は約97分）を勘案するとともに、法律事務取扱業務量（配置年度に予想される国選弁護事件数を基に、実働弁護士1人当たりの年間事件数及び契約弁護士1人当たりの年間事件数は共に約25件）、地方公共団体や地方事務所の要望（鱒ヶ沢町より要望あり）も踏まえて設置の必要性等を検討し、平成27年度は鱒ヶ沢地域事務所を設置した。

鱒ヶ沢地域事務所の設置に当たっては、事務所の無償貸与を実現するとともに、法務省及び日本弁護士連合会の意見聴取を実施した。

既存の司法過疎地域事務所の存置の必要性や常勤弁護士・職員の配置人数については、複数の事務所における収支に関する検証を行うとともに、事件処理件数に必ずしも直結しない活動の業務量を適切に把握するべく、常勤弁護士による情報提供等の活動を把握するための報告内容の見直しを行ったほか、常勤弁護士が取り扱う事件の困難性を評価するための指標や常勤弁護士が前記情報提供等を行うことによる財政的效果を算出する方法を検討するなど、必要な見直しをすべく検討を行った。

### 【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成28年3月31日現在）

## (2) 事業の効率化

### ア 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）

#### 【年度計画】

- ア 利用者において適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページ、広報誌、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用するなどして周知するとともに、関係機関との打合せ等の機会を利用して周知する。
- イ 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。
- ウ コールセンターにおけるオペレーターの効率的な配置をすることにより、90パーセント以上の応答率を維持し、放棄呼（入電したもののうち、受電できなかったものの件数）の減少に努める。
- エ コールセンターにおいて、民事法律扶助業務の資力要件確認等の新たなサービスによる業務量の動向を勘案しながら、1コール当たりの運営経費を前年と同一の水準に維持する。

#### 1 コールセンター及び地方事務所の役割分担と周知

ホームページやパンフレット、関係機関との各種会議等において、電話による問い合わせはコールセンターを案内することを原則とし、最初から民事法律扶助を希望する利用者や面談による情報提供（参考資料等を利用して情報提供を行う必要がある場合）を希望する利用者については地方事務所を案内するとの取扱いについての説明を継続的に実施した。

また、テレビコマーシャル、ウェブサイト、新聞広告、ソーシャルネットワーキングサービスなどを通じて、震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を広く案内した。

以上の結果、コールセンター及び地方事務所における情報提供件数は521,508件（平成26年度529,430件）となり、情報提供件数に占めるコールセンターでの対応件数の割合は平成27年度において61.1%（平成26年度62.5%）と、6割超を維持した。

#### 2 コールセンターへの内線転送件数の増加

引き続き内線転送を推進した結果、内線転送件数が、平成27年度は22,004件に増加した（平成26年度19,030件）。

#### 3 コールセンターの業務範囲の拡大

コールセンターにおける民事法律扶助の資力要件確認を実施するサービ

スについては、平成27年度に次のとおり拡大した。

- ・ 資力要件確認サービス対象事務所数：46地方事務所・支部（平成26年度31地方事務所・支部）
- ・ 資力要件確認サービス件数：12,302件（平成26年度6,183件）  
加えて、平成27年10月から、地方事務所・支部における話中電話及び無応答電話をコールセンターに自動転送し、コールセンターにおいて受電対応する新たな取組を開始した。
- ・ 話中転送及び無応答転送対象事務所数：21地方事務所・支部
- ・ 話中転送及び無応答転送件数：6,325件

#### 4 オペレーターの効率的配置

コールセンターの受電傾向を分析し、平日昼間の人員を多く配置し、夜間及び土曜日の人員を少なく配置するなど、業務運営の効率化を図った。

資力要件確認サービス対象地方事務所・支部の拡大、地方事務所・支部の話中転送及び無応答転送の新たな取組開始を要因とした業務範囲の拡大があった一方で、オペレーターの席数の増加を抑制し、かつ、平成27年度は応答率が98.5%（平成26年度95.9%）と平成26年度を超える応答率を達成し、応答率90%以上を維持するとともに、放棄呼（入電したもののうち、受電できなかったものの件数）が極めて少ない状態を維持するなど、オペレーターの効率的な配置を実施した。

#### 5 1 コール当たりの運営経費

##### (1) 運営経費等の考え方

平成26年度業務実績報告におけるコールセンター運営経費は、オペレーター人件費（スーパーバイザー職員（オペレーター職員の管理・指導及び電話対応業務支援を行う者）の人件費を除く）及び賃料を基礎としていたが、コールセンター事業の効率化の状況をより適切に計ることができる指標とするため、平成27年度以降のコールセンター運営経費は、コールセンターに係る全ての人件費とし、固定経費となる賃料を除くこととした。

また、対応件数については、電話による一般問い合わせとは異なる対応を要するメール、犯罪被害者案件（電話）、民事法律扶助業務の資力要件確認案件（電話）につき、各業務量を考慮した係数により調整した件数を算出した。

なお、業務量を考慮した係数とは、通常の話中電話の平均対応時間を1とした場合のメール、犯罪被害者案件（電話）、民事法律扶助業務の資力要件確認案件（電話）の各平均対応時間（平成25年度・平成26年度・平成27年度の3か年の平均数値）であり、それぞれ、1.31、1.78、1.48となる。

##### (2) 1 コール当たりの運営経費

上記(1)に基づき算出した結果、以下のとおりとなる。

- ① コールセンターに係る全ての人件費を対応件数(業務量を考慮した係数を乗じたもの)で除した1コール当たりの運営経費  
平成27年度941.2円(平成26年度919.7円、平成25年度966.3円)
  - ② コールセンターに係る全ての人件費を対応件数(業務量を考慮した係数を乗じないもの)で除した1コール当たりの運営経費  
平成27年度1,006.0円(平成26年度976.3円、平成25年度1,009.6円)
- (3) 1コール当たりの運営経費の検証

1コール当たりの運営経費が平成26年度の数値を上回ることとなったのは、平成26年度の対応件数が平成25年度比で増加したため、平成27年度において目標とする応答率90パーセント以上を達成すべく、平成27年度当初において人員増加を図ったが、結果として対応件数が平成26年度と比較して減少したためである。

入電状況と業務範囲拡大とのバランスを図りながら、新規オペレーター採用の抑制等を行うなど運営努力はしたものの、前述のとおり1コール当たりの運営経費を平成26年度と同一の水準に維持できなかった。なお、平成25年度の1コール当たりの運営経費と比較すると、これを下回った。

**【資料7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料8】平成27年度情報提供件数の推移**

**【資料43】平成27年度における相談分野の概要(情報提供業務 問合せ上位20位)**

**【資料44】平成27年度における関係機関紹介状況(情報提供業務)**

## イ 民事法律扶助業務(震災法律援助事業を含む。)

### 【年度計画】

審査の適正を損なわず合理化を行うため、簡易な案件について単独審査を行い、単独審査の率について前年度以上の増加に努める。また、審査の適正性を確保しつつ、書面審査の活用や提出書類の合理化などの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。

被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等については、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士による共同受任を検討するなど、事件処理の合理化・効率化に努める。

#### 1 単独審査の積極的活用

同時廃止決定が見込まれる破産事件等の簡易な案件について単独審査によることを推進した結果、審査付議件数が少ないために、単独審査の機会

を設けることや単独審査対象案件の選別を行うことがかえって事務負担となる小規模地方事務所等を除き、46地方事務所（平成26年度は43地方事務所）において単独審査が実施されたほか、平成26年度に引き続き、全地方事務所で書面審査が活用される等、審査の適正を確保しつつ事務手続の合理化を進めた。その結果、援助開始審査における書面単独審査が29,979件（平成26年度28,442件）と、平成26年度よりも1,537件増加した。

## 2 事務の平準化・合理化の取組

本部内に設置された組織・運営改革推進本部の業務改善班で「民事法律扶助にかかる暫定標準モデル案」を策定して平成27年8月に各地方事務所に意見照会をした上で、一部地方事務所でパイロット試行を行った。

## 3 常勤弁護士同士による共同受任の促進

被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等について、「民事法律扶助における共同受任マニュアル」に則って両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士の共同受任を実施したり、民事法律扶助における一般弁護士と常勤弁護士の共同受任スキームを検討するなど、共同受任による事件処理の合理化・効率化に向けた取組を行った。

## ウ 国選弁護等関連業務

### 【年度計画】

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件について、地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の適切な業務分担、事務手続の合理化の進展状況を注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する。

国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行い、契約数の増加に努める。

## 1 不服申立ての地方事務所限りの再算定

- (1) 国選担当副所長会議において全国の地方事務所限りの再算定の状況等について報告し、一層の活用を求めた。
- (2) 平成27年度は、合計376件（平成26年度463件）の不服申立てのうち、45件（平成26年度82件）が地方事務所限りの再算定で処理された（地方事務所限りの再算定処理率約12.0%（平成26年度約17.7%））。

## 2 一括契約弁護士数の増加

多くの地方事務所において、弁護士会の協力を得ながら、一括契約の解

説が記載された国選弁護業務の解説書である「国選弁護関連業務の解説」を全国の一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布するなど一括契約の増加に努めた。

その結果、支援センターとの間で一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は、平成27年4月1日時点では9,402名であったところ、平成28年4月1日時点では9,967名と増加した。

### 3 一括契約に基づく報酬算定について

- (1) 平成27年度は、一括契約に基づき報酬算定がされた事件数は0件であった。
- (2) 一括契約に基づく報酬算定がなされるためには、前提として、ある地方事務所において同一の日に複数の即決被告事件の指名通知依頼があることが必要になる（一括契約に基づく報酬算定は、同一の日に複数の即決被告事件について指名打診を受け、これらを承諾することが要件となっているため）が、①即決被告事件の指名通知依頼件数自体が437件（平成26年度は712件）と大幅に減少している（平成26年度比約38.7%減）上、②そのうち、被疑者段階から国選弁護人が選任されている事件数（即決被告事件について指名通知依頼がなされないため、一括請求に基づく報酬算定の対象外となる）は、339件あり、一括契約に基づく報酬算定の対象となり得る事件数（すなわち、①から②を差し引いた事件数）自体も、98件（平成26年度は151件）と大幅に減少した（平成26年度比約35.1%減）。

### 4 報酬算定業務の集約化

平成26年に設置された国選弁護等報酬算定業務室において、報酬計算業務が集約し、平成27年度においても、効率的に処理している。

#### 【資料45】平成27年度国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数一覧表

## エ 司法過疎対策業務

### 【年度計画】

司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラの利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を検討する。

司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策として、司法過疎対策に携

わる弁護士に、司法過疎地域事務所の相談室等の既存のインフラを利用させるなどにより、その担い手を確保し、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を行うべく検討を行った。また、これまで巡回相談を行っていなかった地域において、巡回法律相談を実施するとともに、司法過疎地域へ派遣予定の一般契約弁護士6名について、常勤弁護士定期業務研修への参加を認めて研修を実施したほか、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等との法律相談会の共催方法等を検討した。

### 3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 情報提供業務

##### ア 情報提供業務の質の向上

###### 【年度計画】

###### ア オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施)

コールセンター及び各地方事務所の情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価をそれぞれ1回以上実施し、業務内容や電話応対等にフィードバックして業務改善を図ることにより、窓口対応の質の向上を図る。

###### イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

地方事務所において、外部委託による通訳サービス業者を通じた多言語情報提供サービスを提供することにより、外国人のニーズに適切に対応する。

###### ウ F A Q等の充実と活用

常に法制度の新設、制度内容の変更や社会情勢の変化に速やかに対応し、これらの法制度を紹介するF A Q、新規に関係を構築した関係機関情報や変更のあった関係機関情報の追加・更新などデータベースの一層の拡充を図る。震災に関する法制度情報等についても、逐次更新追加を行う。

ホームページ上のF A Q公開について、現行の内容をより充実させるとともに、件数を増加させる。

###### エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

先行実施しているコールセンターにおける民事法律扶助資力要件確認の対象地域を拡大し、法律相談を実施している地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。

###### オ 利用者の利便性の向上

地方事務所における情報提供の特性をいかすため、司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を実施する。

## カ アンケート調査の実施

ホームページにおける通年のアンケート調査やコールセンター及び地方事務所での期間を設定した情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

### 1 オペレーター等の質の向上（客観的評価の実施）

#### (1) コールセンター

平成27年9月から同年10月にかけて、平成26年度実施したものと同様の音声ログ調査（認知・養育費・労働問題、相続問題）各10本（計20本）とミステリーコール（電話対応状況覆面調査）2事例（認知・養育費・労働問題、相続問題）各5本（計10本）を実施し、評価を行った。

#### (2) 地方事務所等

上記期間において、平成26年度のミステリーコールの評価が低かった地方事務所・支部を中心に、地方事務所・支部31か所に対する上記ミステリーコール前記2事例各1本（計62本）を実施し、評価を行った。

#### (3) 評価

対応については、①基本対応に関する事項（オープニングトーク、保留回数等）、②環境に関する事項（対応環境、通話音量等）、③話し方・聴き方に関する事項（相づち、クッション言葉等）、④説明に関する事項（専門用語の置き換え、復唱確認等）、⑤問題解決に関する事項（選択肢の提供等）及び⑥顧客満足に関する事項（不安の排除等）の6分野25項目についてそれぞれ評価を行い、その平均達成率は約68%（平成26年度約69%）であった。

また、対応に関する評価に加え、更なる情報提供業務の質の向上を図るため、当該事例に係る法制度・関係機関情報の提供がなされているか否かとの観点から、合計20項目の評価を行った（認知・養育費・労働問題事例11項目の評価に係る平均達成率は約42%、相続問題事例9項目の評価に係る平均達成率は約54%）。

#### (4) ミステリーコールの活用

第三者による客観的評価を踏まえて、電話対応等に関する対処方法についてフィードバックを実施した。特に、音声ログを活用した具体的な研修を実施することにより、研修の実効性を持たせるとともに、多くの地方事務所で客観的評価を踏まえた研修を実施し、対応の質の向上に向けた取組を実践した。

### 2 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

コールセンター及び地方事務所等において、日本在住外国人からの問い合わせに対応するため、通訳サービス業者に外部委託し、電話による多言



語情報提供サービスを実施した。

- ・ 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語（5か国語）
- ・ 対応件数：1,575件（平成26年度908件）

### 3 F A Q等の充実と活用

#### (1) F A Qの追加・更新・活用

業務開始以降コールセンター等に寄せられた問い合わせを分析するとともに、オペレーターが業務上必要と感じる案件のF A Q化にも努め、データベース上のF A Qの随時更新・増加（利用のないF A Qの登録抹消等も含む）を図った。また、よく利用されるF A Q約1,000件をホームページで公開している。

前述に加え、平成27年9月関東・東北豪雨の対応として、F A Qを基に新たに「豪雨災害に関するQ & A」を緊急作成の上、ホームページ上に掲載し、被災者支援を実施する際においてもF A Qを活用した。

<平成27年度におけるF A Q更新件数>

- ・ 更新件数（利用のないF A Qの登録抹消等も含む）：668件（うち震災関連0件）
- ・ 新規投入件数：286件（うち震災関連7件）
- ・ 総件数：4,909件（うち震災関連595件）

<平成27年度における公開F A Qの閲覧人数>

- ・ 閲覧人数：502,989人（平成26年度478,268人）

<平成27年度における関東・東北豪雨Q & Aページ閲覧人数>

- ・ 閲覧人数：575人

#### (2) 関係機関データベースの追加・更新

関係機関情報については、地方事務所を中心に、関係機関データベースの更新作業（利用のない窓口の登録抹消等を含む）を行うとともに、新たに連携した関係機関の窓口を加え、約24,000件の登録となった（平成26年度の関係機関登録総件数約24,400件）。数年の間に全く利用のない窓口の登録抹消等を行ったことにより、平成26年度と比べて窓口の総登録件数は減少しているが、上記作業によって利用者に必要な情報を提供する体制がより整備された。

<平成27年度における関係機関データベース>

- ・ 新規登録した関係機関窓口件数：約580件
- ・ 更新件数（利用のない窓口の登録抹消等含む）：約9,000件
- ・ 関係機関登録総件数：約24,000件

### 4 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

平成24年度から、法律相談援助を希望する利用者については、コールセンターにおいて資力要件を確認し、地方事務所に転送する運用を開始し、平成27年度に46地方事務所・支部まで拡大した（平成26年度 31地方事務所・支部）。

## 5 利用者の利便性の向上

法的問題を抱えていると認識していない潜在的利用者の存在も考慮し、利用者への直接的情報提供に加え、関係機関を通じての利用者アプローチを含む、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を複数の地方事務所（支部を含む。）で開始した。

## 6 アンケート調査の実施

### (1) ホームページにおけるアンケート

#### 【3.3（満足度5段階評価）※平成26年度3.3】

地方事務所等やコールセンター、メールによる情報提供の利用者に対し、職員対応、内容の的確性、支援センターをどのように知り、どのように利用したのかについて、ホームページ上でのウェブによる利用者アンケートを行っている。平成27年度もこれを継続して実施し、メールによる情報提供の利用者に対しては、有効回答率の向上を目指して返信文にアンケートへの協力を依頼する文言を掲載した（195件回答）。

### (2) コールセンターにおけるアンケート

#### 【4.7（満足度5段階評価）※平成26年度4.7】

コールセンターにおいては、平成26年11月13日から同年12月12日までの間、電話によるコールセンター利用直後に、オペレーターの対応についての満足度調査を実施し、5段階評価で4.7の満足度を得た（調査対象総件数16,186件中2,900件回答。有効回答率約17.9%）。

### (3) 地方事務所等におけるアンケート

#### 【4.5（満足度5段階評価）※平成26年度4.5】

地方事務所等については、平成27年9月1日から同27年10月30日までの間、面談による情報提供を受けた利用者、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼する方式で実施し、5段階評価で4.5の満足度の評価を得た（総面談件数2,831件中1,160件回答。有効回答率約41.0%）。

## 【資料46】利用者満足度調査

## イ 法教育に資する情報の提供

## 【年度計画】

全国各地で社会人に向けた法教育に関する講演会及び意見交換会や常勤弁護士等による地域の実情に応じた活動等を実施するなどして、法教育に資する情報の普及に一層取り組む。具体的には、本部主催の社会人・一般市民向けシンポジウムを年1回開催する。地方事務所における業務説明を含めた法教育事業を年1,500回以上実施する。

### 1 法教育に係る基本方針の策定

本部主催のシンポジウム及び全国の地方事務所における各種法教育活動を通して、主として社会人・一般市民に向け広く法教育に資する情報が普及することを基本方針とした。

### 2 法教育に資する情報提供の取組

#### (1) 本部における取組

平成28年2月に東京都において、「子どもの貧困から考える生活困窮者の自立支援と司法」をテーマとしたシンポジウム「法テラスシンポジウム－支え合う社会へー」を開催した。同シンポジウムでは、社会福祉学者による基調講演を行い、常勤弁護士・生活困窮者自立相談支援員による実践報告を行い、さらに、パネルディスカッションとして、社会福祉分野の研究者・厚生労働省職員・生活困窮者自立相談支援員・弁護士・司法書士による「子どもの貧困から考える生活困窮者の自立支援と司法」に関する意見交換を行った。関係機関等の協力の下、社会人・一般市民を中心として、約240名の参加を得た。

実施後アンケートの結果、基調講演・実践報告について「分かりやすかった」という回答割合が85%を超え、さらに、報道機関（NHK）による取材を受け、開催日当日のニュースとして採り上げられることによって、広く社会人・一般市民に向けたシンポジウムの目的の周知ができた。

また、開催趣旨に基づき、社会人・一般市民の参加を獲得すべく、託児サービスの導入や大学・ボランティアセンターなどを通じた積極的な広報等を行い、平成26年度を上回る、6割超の社会人・一般市民の参加を得た。

同シンポジウム実施後には、内容を報告書にまとめ、事後においても活動の周知を図った。さらに、全国の生活困窮者自立支援制度に係る自立相談支援窓口等への報告書送付に向け、関係機関等との調整等に着手した。

#### (2) 地方事務所における取組

全国各地で社会人・一般市民向けの講演会、意見交換会、学校における出前授業、支援センターの業務説明会等を実施し、紛争の未然防止に資する情報の普及に取り組んだ。

全国の50地方事務所全てにおいて、図書館・大学等と連携し、一般市民

に向けて開かれた企画を実施するなど各地において趣向を凝らした取り組みがなされ、実施回数は総計1,941回（平成26年度1,935回）となった。その内訳は、市民講座における講演等が591回（平成26年度428回）、学校における出前授業等が69回（平成26年度69回）、支援センターの業務説明会等が1,281回（平成26年度1,438回）であった。

参加者100名以上の法教育取組として、札幌地方事務所においては演劇を交えた法的トラブルへの対処能力を身に付けるためのイベント及び図書館との共催による成年後見制度をテーマとした市民講座、大阪地方事務所においては「落語」を題材とした法律に関するトークイベント、青森地方事務所においては「法と学生生活の関わり」をテーマとした大学生向け法律講座、福井地方事務所においては「落語」を題材とした「消費者被害の未然防止」を図るイベントをそれぞれ実施した。

【資料47】平成27年度法教育取組一覧

【資料48】平成27年度法テラスシンポジウム チラシ

## (2) 民事法律扶助業務

### ア 利用者の利便性の向上

#### 【年度計画】

ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行いながら、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施や、司法ソーシャルワークの取組も念頭にした、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談を活用した援助の実施、被援助者の状況等に応じて自宅等での出張相談を安全かつ円滑に実施するための体制の整備を検討する。また、それぞれの地方事務所で契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等を工夫するなど、利用者の利便性の向上に取り組む。

イ 8割以上の地方事務所において、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間を14日以内とする。

ウ 地方事務所においては、関係機関や利用者からの意見・要望等について、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努める。

本部においては、法制度変更等の全体に関わる事項について、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議や情報提供等を通じ、適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図る。

- 1 利用者の利便性を向上させるべく、地方事務所又は指定相談場所で休日相談を行える態勢は21地方事務所（平成26年度18地方事務所）、夜間相談

を実施できる態勢は22地方事務所（平成26年度22地方事務所）と、利用しやすい援助態勢を整備した。また、各地方事務所における地域性を生かした司法ソーシャルワークを念頭に、福祉関係機関と連携した指定相談や巡回相談の実施等、利用者の利便性の向上につながるような方策を行った。

また、6割以上の31地方事務所が法テラスホームページ内の地方事務所ページ上に事務所相談契約弁護士・司法書士の情報（事務所住所、業務時間等）を掲載する取組を行う等、それぞれの地方事務所ですべて契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法を工夫した。

2 書面審査・単独審査を積極的に活用する運用を継続的に進め、審査の効率化を図った。その結果、利用者の利便性の向上を目的として設定した代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均処理期間14日以内という目標が、全地方事務所の96%である48地方事務所（平成26年度45地方事務所）で達成され、改善が進められた。

3 平成26年12月9日付事務連絡「被援助者からの意見や要望への対応手順」に則り、利用者からの意見・要望等を、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努めた。

また、法制度変更等の全体に関わる事項については、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議及び情報提供や、両会の機関紙等への記事掲載、ファクシミリ一斉送信サービスの実施等、契約弁護士・司法書士に対し適時適切に必要な周知を直接的かつ効率的に行なった。

## イ 利用者に対する適切な援助の実施

### 【年度計画】

ア 法律相談援助における利用者のニーズ分析を通じ、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の整備を進め、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討する。

イ 関係機関・団体に関連する分野に係るリーフレット等を配布するなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者がスムーズに問題解決に必要な代理援助又は書類作成援助にたどり着くことができる環境の整備に努める。

ウ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務・外国人等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努める。

- 1 法律相談援助利用者に対し、代理援助と書類作成援助を適切に選択できるように、事物管轄等に応じて、司法書士相談を案内するといった方策を行った。また、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の見直しを行い、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を実施した。
- 2 各地方事務所で、福祉事務所等の勉強会に参加し、ニーズに応じた業務説明やリーフレットの配布を行う等し、連携の強化と利用者が関係機関を通じて問題解決のために必要な代理援助又は書類作成援助にスムーズにたどり着ける環境の整備を行い、本部においても、日本弁護士連合会・日本司法書士連合会等関係機関との協議会を通じ、連携強化を図った。  
また、簡易裁判所の民事調停事件や少額訴訟事件について、代理人がいない利用者に対して、裁判所からの連絡により司法書士につなぐスキームを、裁判所、司法書士会と連携しながら検討を進めた。
- 3 弁護士会・司法書士会と連携・協力しつつ、専門相談の実施・拡充に努め、15地方事務所（支部・出張所を含む。）（平成26年度12地方事務所（支部・出張所を含む。））においてDV、労働、女性、消費者、医療、外国人等の問題に関する専門相談を実施した。また、専門相談を設けるに至っていない地方事務所等においても、弁護士会・司法書士会との連携・協力等により専門名簿を作成して当該名簿から弁護士・司法書士を紹介できる態勢を採ったり、弁護士・司法書士の専門分野・取扱分野等の情報を蓄積して相談内容に配慮した配点を行うなどの工夫を行った。

### (3) 国選弁護業務

#### ア 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保

##### 【年度計画】

- ア 地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。
- イ 地方事務所ごとに事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、実施する。

- 1 関係機関との協議  
全ての地方事務所・支部において、1回以上、関係機関との間で、国選

弁護士及び国選付添人の選任態勢について協議の場を設けた。延べ回数は467回（平成26年度429回）に及ぶ（個別事件に関する協議を含む。）。

また、本部においても、日本弁護士連合会と定期的に指名通知の迅速化について協議を行った。

## 2 指名通知の目標時間設定

全ての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を設定した。

被疑者国選弁護事件については、全ての地方事務所において、休日も含め、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内と設定している。

被告人国選弁護事件については、ほぼ全ての地方事務所において、原則24時間以内、遅くとも48時間以内と設定し、その余の地方事務所においても、「裁判所が指定した期限まで」などと目標時間を設定している。

国選付添事件については、全ての地方事務所において、原則数時間以内、遅くとも48時間以内と設定している。

## 3 達成度合い

全ての地方事務所において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内に指名通知が行われた。

特に迅速な選任が求められる被疑者国選弁護事件については、業務時間終了間際あるいは業務時間外に指名通知請求があったものを除き、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は、平成27年度は約99.8%（平成26年度約99.7%）に増加した。

### 【資料51】平成27年度被疑者国選指名通知状況

## イ 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

### 【年度計画】

地方事務所ごとに、裁判員裁判対象事件に対する十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われ、また、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識や経験を多くの弁護士が共有できるよう、国選弁護人選任方法の運用を工夫することなどについて、裁判所及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。

常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とす

るため、常勤弁護士が実際に担当した事件について報告・検討等を行う裁判員裁判事例研究研修を実施するとともに、少人数での模擬尋問・弁論等を中心とした裁判員裁判専門研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に努める。

また、裁判員裁判弁護技術研究室において、常勤弁護士が担当した終了事件の報告を受けるなどして、随時研修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。

#### 1 裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議

全ての地方事務所（以下、支部を含む。）において、年1回以上、裁判所及び弁護士会との間で、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議を実施した（個別事件に関する協議を含む。）。

その結果、裁判員裁判対象事件用の名簿が作成された地方事務所数は、28か所（平成26年度21か所）となり、また、複数の地方事務所において、同名簿の登載要件あるいは更新要件として、弁護士会における研修等の義務付けられるようになった。

また、本部においても、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任について、日本弁護士連合会と協議を行った。

#### 2 裁判員裁判に関する知識・経験の共有

36か所の地方事務所において、裁判員裁判に関する研修を実施した（実施方法は、地方事務所主催のほか、各地の弁護士会との共催、裁判所との共催がある。）。そのうち、11か所の地方事務所において、裁判員裁判に特化した研修や協議会等が実施され（延べ回数36回）、そのテーマとしては、裁判員法廷を利用した法廷弁護技術研修、裁判員裁判における責任能力の争い方、裁判員裁判振返り研修・報告会、量刑データを利用した弁論について等があった。

#### 3 常勤弁護士を対象とする裁判員裁判関連研修の実施

常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材に弁護活動を振り返って議論・検討する裁判員裁判事例研究研修、裁判員裁判事件に関するディスカッション等を中心とする少人数制の裁判員裁判専門研修をそれぞれ2回実施し、各地域における対応体制の強化・充実に努めた。

#### 4 裁判員裁判弁護技術研究室の取組

裁判員裁判弁護技術研究室においては、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件の結果報告書の提出を受けて弁護内容を確認するなどし、その結果



を踏まえて随時研修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努めた。

### 【資料36】平成27年度常勤弁護士研修実施状況

#### ウ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

##### 【年度計画】

弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得るなどして、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。

##### 1 制度の変更等に関する情報の収集

57か所の地方事務所（支部を含む。）において、刑の一部執行猶予制度の運用に関する裁判所主催の協議に参加した（延べ参加者数89名）。

##### 2 説明会の実施等

全ての地方事務所において、契約弁護士（契約弁護士になろうとする新規登録弁護士を含む。）に対する説明会又は説明資料（「国選弁護関連業務の解説」、「国選付添関連業務の解説」、国選弁護人契約弁護士のしおり等）の配布を実施した（弁護士会との共催を含む。）。

##### 3 研修の開催等

55か所の地方事務所（支部を含む。）において、延べ194回、契約弁護士の弁護活動の質の向上に資する研修を実施した（弁護士会との共催を含む。）。研修の内容は、新規登録弁護士対象の被疑者国選事件の手の流れ等のほか、尋問技術や弁論に関するものや、裁判員裁判対象事件に特化したものなどがあり、契約弁護士のサービスの質を向上させるものになっている。

##### 4 報酬請求に関する規程等の周知

契約弁護士が諸規程を理解していることが正確な報告と過誤事案の防止に重要であると考えられることから、2記載のとおり、各地方事務所において、契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護関連業務の解説」及び「国選付添関連業務の解説」を配布するとともにホームページで紹介するなどして、報酬請求に関する規程等の周知を行っている。

また、本部において、算定基準に関する法テラスの考え方を示した説明

文書を作成し、地方事務所における算定基準に関する説明等に活用している。

#### 5 事件報告に関する取組

平成21年に導入した接見資料の制度（※1）の浸透により、契約弁護士は支援センターに正確に弁護活動の報告を行っている。

また、公判時間連絡メモ（※2）を参照して、国選弁護士等の過失等による申告内容の誤りがないか確認しつつ報酬算定を行う運用を徹底している。

##### ※1 接見資料の制度

被疑事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が基礎報酬及び多数回接見加算報酬を請求する際には、支援センターが細則で定める接見の事実を疎明する資料に足りる客観的な資料を提出することになっている。

##### ※2 公判時間連絡メモ

支援センターの指名通知により選任された国選弁護士等が関与する事件について、期日に立ち会った書記官が、支援センターから送付を受けた書式に所定事項（当該事件の期日、開始時刻、終了時刻等）を記載して作成するメモ

### (4) 犯罪被害者支援業務

#### ア 犯罪被害者支援業務の質の向上

##### 【年度計画】

##### ア 利用者のニーズの把握と関係機関との連携

- (ア) 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。
- (イ) 地方事務所ごとに、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を1回以上設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げる。
- (ウ) 弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議の場を設け、必要に応じて支援センターの業務改善の参考にするなど、適切な対応を行う。

##### イ 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上

- (ア) 犯罪被害者支援に関して、これまでの相談内容や対応状況、犯罪被害者等の意見を踏まえて、犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。
- (イ) 犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対

し、二次的被害の防止のための方策等の研修を1回以上実施する。

- ウ 弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保と平成26年度より犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数の増加に努める。このような取組を通じ、被害者等の個々の状況に応じた必要なサービス提供ができるよう、紹介態勢の整備に努める。
- エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

## 1 利用者のニーズの把握と関係機関との連携

### (1) 被害者支援連絡協議会やその分科会等への出席

#### ア 被害者支援連絡協議会

台風で中止となった岡山地方事務所を除く49地方事務所において被害者支援連絡協議会に参加し、また、分科会にも参加する等関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図った。なお、岡山地方事務所においても関係機関との間で資料交換を行い、情報共有を図った。

#### イ DV防止法第9条連絡協議会への参加

38地方事務所において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会に参加し、DV対策に取り組む関連団体との更なる連携を図った。

#### ウ その他の連携活動

##### (ア) 本部における取組事例

- ・ 国土交通省での公共交通事故被害者等支援研修において、「法テラスにおける被害者支援」をテーマに講義を実施した。
- ・ 国土交通省の公共交通事故被害者支援ネットワーク会議に参加し、業務報告を行った。
- ・ 日本弁護士連合会・中部弁護士会連合会・金沢弁護士会の主催による犯罪被害者支援全国経験交流集会に参加した。
- ・ 警察庁生活安全企画課からの依頼を受け、関東管区警察学校において、「法テラスの概要及び警察との連携」について講義を行った。
- ・ 内閣府男女共同参画局と連携し、被災地における女性の悩み・暴力相談事業の一つとしての「女性の悩みごと相談」を実施した。

実施場所：法テラス南三陸、法テラス山元、法テラス東松島

##### (イ) 地方事務所における取組事例

- ・ 全地方事務所で関係機関への業務説明等に取り組むとともに、犯罪被害者週間（平成27年11月25日から同年12月1日までの間）又は同週間の前後には関係機関と共に啓発・広報活動を行うなど、連携・協力関係の維持・強化を推進した（街頭での啓発用グッズ、

リーフレット、チラシ等の配布を行い、イベントが開催される場合には会場でのポスター、パネル等の展示の実施)。

- ・ 内閣府による交通事故被害者サポート事業における交通事故被害者支援の充実・強化を図ることを目的とする「各種相談窓口等意見交換会」に参加した。
- ・ 内閣府による交通事故被害者サポート事業における子供に対する支援に焦点を当てた「交通事故で家族を亡くした子どもの支援のための意見交換会」に参加した。

(2) 犯罪被害者等やその支援に携わる者からの意見聴取

地域ごとのニーズをくみ上げるため、全地方事務所で下記要領により犯罪被害者等やその支援に携わる関係機関からの意見聴取を実施した。

<実施期間>

平成28年1月から同年3月まで

<アンケート送付機関・団体>

弁護士会、地方検察庁、保護観察所、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等

<アンケート回収数>

1,342件

<実施方法>

各地方事務所からの協力依頼、アンケート用紙送付

<聴取項目>

- 支援センターの犯罪被害者支援業務に関する周知状況
- 利用者からの支援センターに対する意見
- 関係機関からの支援センターに対する意見・要望
- 各機関のイベント・研修の開催状況

質問内容	認知度
全国の法テラス地方事務所で犯罪被害者支援を行っていること	94.0%
被害者のための犯罪被害者支援ダイヤルを設置していること	79.7%
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介していること	85.1%
国選被害者参加弁護士候補を指名し、裁判所に通知していること	43.4%

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、法テラスから被害者参加旅費等が支払われること	39.9%
---	-------

(3) 利用者や関係機関・団体からの意見聴取等

本部では日本弁護士連合会と連携し、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見をアンケートにより聴取、共有するとともに、定期的な協議を通じて業務改善の参考とした。

地方事務所では、弁護士会をはじめとする関係機関・団体と連携し、全地方事務所で、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議する場を設け、支援センターの業務改善の参考とした。

犯罪被害者から寄せられた被害者参加人の旅費支給制度に関する意見に基づいて、日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会が弁護士を対象に発行する犯罪被害者支援ニュースに、制度に関する説明を掲載した。

2 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上

(1) 犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応

本部又はコールセンターへ寄せられた利用者からの意見について、関係する本部課室、コールセンター及び地方事務所・支部で共有した。その上で、対応が適切であったかを共に振り返ることで、犯罪被害者支援を担当する職員が犯罪被害者等の心情に配慮した対応をとれるように取り組んだ。

また、平成27年度日本司法支援センター事務局長会議において、総合法律支援法の一部改正に伴う犯罪被害者支援業務の拡大について現状を説明する時間を設け、引き続き、犯罪被害者等に配慮した対応を行うよう指導した。

(2) 二次的被害の防止等をテーマとする研修の実施

本部では、地方事務所・支部で犯罪被害者等の対応を担当する職員を対象とした犯罪被害者支援業務研修を開催し、臨床心理士を講師として、二次的被害の防止等を含む講義、グループワークを行った。この研修資料は、各地方事務所での研修等に活用できるよう全地方事務所に配布する等して共有した。さらに、本年度においては、犯罪被害者等と接する機会の多い全国の民事法律扶助業務担当者を対象とした研修においても、臨床心理士による二次的被害の防止を目的とした講義を行い、窓口において情報提供を担当する職員を対象とした研修及び全国の法律事務所事務職員を対象とした研修においても、二次的被害の防止を含む被害者対応の留意点について講義を行った。

また、犯罪被害者支援課職員が、被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修に合計16回参加した。

各地方事務所・支部では、犯罪被害者等の対応を担当する職員が、被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修に合計93回参加した。

### 3 犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保、精通している弁護士の人数の増加及び紹介態勢の整備

本部と日本弁護士連合会、地方事務所と各弁護士会の連携により、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の数は平成28年4月1日現在で792名（平成27年度同日比95名増）となり、全ての都道府県で複数名を確保した。

また、犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数は、平成28年4月1日現在では3,441名（平成27年度同日比433名増）となった。

被害者等の個々の状況に応じて弁護士を紹介できるよう、犯罪被害者支援業務の担当職員研修において、精通弁護士紹介に関する事例検討を行う等紹介態勢の整備に取り組んだ。また、コールセンターから地方事務所への精通弁護士紹介の取次状況に関する情報を担当職員及び事務局長においても共有することを徹底し、進捗状況に留意しながら業務を行った。

特に、重大、凄惨な事件、社会的関心の高い事件については、地方事務所と本部で情報を共有し、地方事務所に対して必要な援助を行った。取組の結果、平成27年度の精通弁護士紹介件数は1,603件（平成26年度比112件増）となった。

## 【資料34】犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

### 4 犯罪被害者への民事法律扶助制度等の適切かつ積極的な情報提供等

コールセンターでは、犯罪被害者等のための犯罪被害者支援ダイヤルを設け、犯罪被害者支援の経験や知識のある担当者を配置し、研修等を通じて民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度に関する説明を徹底した。一般オペレーターの中で犯罪被害者対応に適性のある者に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施し、犯罪被害者支援ダイヤルを担当するオペレーターの充実を図った。

本部では、コールセンター、地方事務所等における犯罪被害者への制度案内をより解りやすく行うために、平易な言葉でのFAQの作成及び修正を行い、被害者参加旅費等支給制度に関する関係機関向け説明資料を作成した。

また、ホームページや広報誌でも、犯罪被害者支援業務に関する情報を解りやすく掲載し、各制度の利便性向上を図った。

地方事務所では、関係機関への業務説明や意見交換を行うとともに、リーフレット等を配布することで、地域ネットワークの中で被害者へ各制度の情報が提供されるように取り組んだ。

## イ 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

### 【年度計画】

被害者参加人に対する旅費等の支給について、裁判所等と密接な連携を図りながら、受理からおおむね2週間以内に支給する。

裁判所及び法務省、日本弁護士連合会と情報を共有し、恒常的に裁判所と連携を図りながら必要な判断を行い、適切な旅費等の支給を行った。

日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会発行の犯罪被害者支援ニュースに制度内容を掲載することで、弁護士を対象に制度を周知し、また、最高裁判所事務総局との意見交換を通じて、裁判所職員を対象とした制度周知を図ることで、旅費支給を希望する被害者参加人に、適切に旅費等支給が行われるよう取り組んだ。あわせて、制度を正しく理解いただくための関係機関向けの説明資料を作成した。

月ごとの受理件数が大きく変動する中で、支給事務に関するマニュアルの充実化を図り、被害者参加人への旅費等の支給の効率化に取り組んだ。毎月3回の送金日を設けて、裁判所等との協議を要するなどの特別の事情のある請求事案を除き、受理からおおむね2週間以内に支給を行った。

平成27年度の請求件数は2,594件であり、支給額は1,975万7,395円であった。

### 【資料57】平成27年度被害者参加旅費等支給業務実績

## 4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意しつつ、厳格に行うものとした上で、以下の①から⑤の取組を行う。

### (1) 自己収入の獲得

### 【年度計画】

寄附金の受入れ等による自己収入の獲得を図るため、新たな寄附の受入れ方法の検討等を行う。

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得に努める。

#### 1 寄附金収入獲得への取組

ツイッター等の新たな通信手段を用いた寄附の呼び掛けを開始するとともに、インターネットを利用した募金やクレジットカード決済による募金の導入の可否について検討を進めた。

一般寄附については、大口の寄附を受けることができた上、しよく罪寄附については、地方事務所や支部において、事務所内にしよく罪寄附制度の活用に関するポスターを掲示し、契約弁護士宛てにチラシを配布するなどして、その周知を徹底させることで、増額につなげた。

##### <平成27年度実績>

しよく罪寄附	34,594千円	(平成26年度	18,816千円)
一般寄附	52,319千円	(平成26年度	7,980千円)
計	86,913千円	(平成26年度	26,796千円)

#### 2 有償受任等による自己収入

地域の実情に応じて、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入の確保に努めた。

その結果、平成28年3月31日までに設置した35か所の司法過疎地域事務所の受任件数は、民事法律扶助事件が1,312件（平成26年度比15.4%増）、国選弁護・付添事件が623件（平成26年度比9.7%減）、有償事件が761件（平成26年度比4.7%増）となった。

また、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による平成26年度事業収益は、179,043千円となり、平成26年度の214,756千円と比べて、35,713千円（16.6%）減少した。

#### 3 財政的支援の獲得

東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に設置した被災地出張所については、地方公共団体等から敷地（宮城地方事務所南三陸出張所（南三陸町）、山元出張所（山元町）、東松島出張所（東松島市）、岩手地方事務所大槌出張所（大槌町）、気仙出張所（大船渡市）、福



島地方事務所ふたば出張所（広野町）又は建物（福島地方事務所二本松出張所（二本松市等））の無償提供を受けている。

また、秋田県に設置した鹿角地域事務所（鹿角市）及びパイロット事業として設置した兵庫県明石市役所内の法テラス案内窓口に加え、青森県に新設した鱒ヶ沢地域事務所（鱒ヶ沢町）についても建物の無償提供を受けた。

## (2) 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供することが重要であるとともに、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等を適切に管理・回収することが極めて重要である。このような民事法律扶助制度の特性を踏まえ、立替金債権等の管理・回収につき、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。

### ア 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫

#### 【年度計画】

次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者から立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件解決による財産的利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めて処理を検討することにより債権管理コストの削減に努めるなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。

- ① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢整備に継続的に取り組み、効率的で効果的な督促等を行う。
- ② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、実施する。地方事務所ごとの管理・回収計画の策定に当たっては、管理・回収状況について検証した上で必要な見直しを行う。
- ③ 援助開始時や償還開始時等の機会を捉えて、引き続き、償還制度や償還方法の説明を徹底するなど、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。

- ④ 自動払込方法の多様化の取組を推進しつつ、自動払込方法以外の支払方法も検討する。
- ⑤ 電話や手紙による督促等によって、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額調整を行い、継続的な償還を図る。
- ⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法の運用と督促方法の工夫等により、初期滞納段階での回収の改善を図る。
- ⑦ 長期滞納者等に対しては、裁判所への支払督促の申立てを行う。

立替金の償還実績は平成26年度比102.9%（2億9,504万円増）の104億1,716万円であるが、そもそも民事法律扶助業務は資力の乏しい国民を対象としていることから、償還実績を拡大させるためには、様々な施策を検討の上で実施し、成果を上げることが求められる。

まずは、口座引落しを確実に実施することにより滞納を発生させないことが重要であることから、生活用口座からの引落しを推進し、滞納が発生しないよう努めた。また、滞納が長期になる前に解消することも肝要であることから、口座引落不能者に対するコンビニエンスストアでの支払いを可能とした督促（以下「コンビニ督促」という。）の実施により、滞納を解消させた。この施策と合わせ、平成26年度に引き続き実施した本部における立替金回収に関する各種施策に加え、平成27年から実施した引落停止督促等のきめ細やかな督促体制の整備、集中的な督促の実施、地方事務所における活動の相乗効果により、回収効果を上げることができた。

償還免除及びみなし消滅については、民事法律扶助業務研修にて償還免除手続に関する説明を行い、償還免除手続における要点を周知することにより、事務処理手続の効率化、迅速化を図った結果、多数の生活保護受給者からの償還免除申請を決定したとともに、立替金管理の効率化を進めるため、10年以上償還がなく残額が少額で回収コストに見合わないと思われる立替金と、破産により免責を得た後、長期間償還がない立替金を一括してみなし消滅として処理する手続を行った。

この結果、平成27年度の償還免除とみなし消滅の金額額は合計47億5,965万円（平成26年度比99.6%）となった。

詳細については、以下のとおりである。

#### 1 本部における集中的な立替金債権の管理・回収の体制整備

##### (1) 初期滞納者督促

初回滞納から12か月滞納までのコンビニ督促発送

コンビニ督促発送スケジュールと合わせた電話督促

コンビニ督促による回収10億1,324万円（平成26年度比108%）

##### (2) 長期滞納者督促

- ・ 6か月以上の長期滞納者を対象に、71,715件の督促状発送  
 発送に当たっては、債権管理システムの機能を活用し、滞納ステージや個々の滞納者の属性（引落口座未手続者、振込入金者、高齢者など）を考慮  
 回収5,132万円（平成26年度比51.3%）、免除5億5,363万円（一括償却含む。）、所在調査5.2%（平成26年度比1.6ポイント増）
- ・ 償還金滞納者が本部に問い合わせを行った際に本部償還金口座を案内する運用  
 回収1億4,999万円（平成26年度比173.5%、上記長期滞納者督促に伴う入金分を含む。)

(3) 期間限定督促

- ・ ボーナス支給月に合わせた督促（7月、12月）  
 回収1,200件、1,480万円（平成26年度比99.6%）
- ・ 電話督促強化週間（9月、11月、1月、3月）  
 1,416件架電、1,692万円回収（平成26年度比56.2%）

(4) 引落停止督促<平成27年度新規>

- ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対しては、3回連続滞納に伴い引落しが停止されることから、この引落しを再開させる督促状を発送  
 5,028件発送、9,701万円を回収 419件の引落を再開

(5) 免除及びみなし消滅

- ア 研修における周知徹底
- イ 本部一括償却

6,775件、8億0,241万円を償却（対象：10年経過及び免責 平成26年度比118%）

2 地方事務所ごとの立替金債権等の管理・回収計画の策定と実施

- ・ 統一的な債権管理回収計画の骨子に基づく、前年実績も踏まえた地方事務所ごとの債権管理回収計画の作成と実施
- ・ 「債権管理回収の手引き」を改訂し、全国一律の督促指針として活用
- ・ 四半期ごとの支払予定額に対する償還実績額と償還割合のデータを還元

3 被援助者への償還の意識付け強化

- ・ 民事法律扶助業務研修における担当者への償還意識付けの周知徹底
- ・ 被援助者配布用「返済のしおり」の見直し
- ・ 償還金返済者向けホームページにおける引落日の告知

#### 4 自動払込方法の多様化

- ・ 償還金引落口座の対象を拡大し、ゆうちょ銀行に限定していた対象口座をほぼ全ての金融機関へ拡大し、生活用口座からの引落しを可能とすることにより、被援助者の利便性向上と償還金収入の確保を両立
- ・ ゆうちょ銀行用とその他金融機関用に分かれていた引落口座登録用紙の統一<平成27年度新規>
- ・ 全国事務局長会議等における生活用口座引落し周知徹底<平成27年度新規>
- ・ ブロック別協議会及び民事法律扶助業務研修における担当者への意識付け<平成27年度新規>
- ・ 長期滞納者に対する督促に当たっては、引落口座未登録者について工夫した文面にて発送し、口座登録を促進
- ・ ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対する引落停止督促の発送

#### 5 被援助者の生活状況等に応じた継続的な償還の促進

- (1) 電話督促等を通じて被援助者との連絡を継続し、被援助者の生活状況に応じた適切な償還月額の設定及び償還猶予・償還免除の案内
- (2) 初期滞納者に対する電話督促による早期段階における償還の意識付け
- (3) 長期滞納者に対する滞納期間に応じた郵便督促、電話督促、支払督促の実施

#### 6 初期滞納段階での回収の改善

- ・ 12か月連続滞納者までを対象としたコンビニ督促の発出
- ・ 初回及び2回連続滞納に対する電話督促の実施
- ・ 自動引落口座未登録者に対するコンビニ督促
- ・ 完済までコンビニ督促による償還を可能とする運用

#### 7 長期滞納者等への支払督促の申立て

- (1) 申立件数  
600件（平成26年度比240%）
- (2) 事前予告通知  
1,690件発出 425件、9,669,723円を回収
- (3) 回収金額  
286件、13,845,603円を回収
- (4) 平成26年度以降の支払督促による回収実績
  - ・ 平成26年度の申立：250件
  - ・ 平成26年度の回収実績：22件／721,000円

- ・ 平成27年度の回収実績：92件／5,775,640円
- ・ 2年間の通算合計回収額：延べ114件／6,496,640円

## イ 償還率の向上

### 【年度計画】

上記(1)の取組により、償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)の向上に努める。

当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合の把握として、「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」(いずれも財団法人法律扶助協会から承継した立替金債権分を含む。)の割合を算出したところ、平成26年度の81.4%に対し、平成27年度は84.6%へ更に向上した。

## ウ 立替金債権等の管理・回収状況の開示

### 【年度計画】

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、立替金債権、立替金債権等の償還総額等の基本的なデータについて、平成27年度業務実績報告書で明らかにする。

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについては、以下一覧表のとおりである。

民事法律扶助の利用者は経済的に余裕がない者であり、月次における償還月額も少額であるため、結果的に償還期間は長期にわたるものの、年数を経るに従い、償還割合等は着実に伸展している。

平成27年度末現在(平成28年3月現在)における立替発生年度ごとの償還等の状況

平成28年3月現在  
(単位 百万円)

年度	立替金額 ①	償還額 (発生以降累計) ②	償還割合 ②/①	免除 (発生以降累計) ③	残額 ④ =①-②-③	立替残処理率 (②+③)/①
平成18年度	5,286	4,323	81.8%	441	522	90.1%
平成19年度	11,078	9,024	81.5%	941	1,113	90.0%
平成20年度	12,640	10,102	79.9%	1,286	1,252	90.1%
平成21年度	15,446	11,545	74.7%	2,333	1,568	89.8%
平成22年度	16,860	11,294	67.0%	3,347	2,219	86.8%
平成23年度	15,601	9,655	61.9%	3,312	2,634	83.1%
平成24年度	15,616	9,043	57.9%	3,276	3,297	78.9%
平成25年度	15,562	7,679	49.3%	3,025	4,858	68.8%
平成26年度	15,453	5,612	36.3%	2,598	7,243	53.1%
平成27年度	16,032	1,922	12.0%	806	13,304	17.0%

※ 四捨五入の関係で、数値は一致しない。

### (3) 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築

#### 【年度計画】

正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をしたりするための統一的な対応方針策定に向け、本部での検討を進める。

立替金等の悪質な償還滞納者等への対応について、既に統一的な対応方針を策定し、平成27年1月13日に各地方事務所に周知しているが、過去に滞納があり、かつ、自己破産等の援助申込みをする者への対応についても統一的な対応方針を新たに策定し、平成27年10月9日に各地方事務所に周知した。

上記対応方針においては、原則、新たな援助を行わないこととし、例外的に、特別の事情がある場合は、申込み後の全額償還等の事情がある場合を除いて、本部協議を必要としており、平成27年度は、上記方針に基づき、26件の本部協議の申入れがなされた。

### (4) 委託援助業務

日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。

#### 【年度計画】

##### (1) 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士による法的援助と費用等の援助を行う。

##### (2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助と費用等の援助を行う。

#### 1 日本弁護士連合会委託援助業務

平成27年度の援助申込総受理件数は22,316件であり、平成26年度の24,096件と比較して1,780件減少した。平成21年5月以降、被疑者国選制度の対象範囲の拡大により、平成24年度に9,059件まで減少していた刑事被疑者弁護援助は、平成25年度から受理件数が10,713件と増加に転じ、平成26年度は12,025件、平成27年度には12,556件まで伸びた。一方、少年保護事件付添援助の受理件数は、平成26年6月から国選付添人制度が拡充されたことに伴い、平成25年度の8,680件に対し、平成26年度は5,359件、平成27年度には3,756件と大きく減少した。

上記以外の委託援助事業のうち、犯罪被害者法律援助、子どもに対する法律援助、精神障害者に対する法律援助（心神喪失者等医療観察法法律援助を含む）は微増ながら着実に受理件数が増加したものの、難民認定に関する法律援助、外国人に対する法律援助、高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助については、平成26年度の受理件数から減少した。

支援センターがこれらの業務を担うことによって、現在、民事法律扶助及び国選制度でカバーされていない法律サービスを、広く全国に同一に提供するという日本弁護士連合会委託援助業務の目的が達せられている。

#### 2 中国残留孤児援護基金委託援助業務

平成27年度は5件の援助申込みを想定したが、新規の援助申込みはなかった。

### 3 委託業務に関わる広報

支援センターの広報活動を通じて、両委託援助の内容を紹介し、制度の広報に努めた。

#### 【資料 25】平成 27 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

## (5) 財務内容の公表

### 【年度計画】

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、財務諸表及び業務実績報告書のデータと関連付けたセグメント情報（業務別の財務情報）を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。

#### 1 業務別セグメント情報開示の更なる充実

平成 27 年度は、業務実績報告書に掲載している「業務別セグメント情報」につき、①「経常費用」、「経常収益」及び「総資産」の各内訳を追加し、財務諸表との結び付きをより明らかにするとともに、②人件費を業務ごとに配賦する基準を定めることにより、「法人共通」欄にまとめて計上されていた職員人件費等を各業務に配賦して開示し、平成 26 年度よりも充実した業務別セグメント情報の開示を行った。

なお、支援センターの会計については、独立行政法人会計基準に従わなければならないところ（総合法律支援法施行規則第 14 条第 3 項）、平成 27 年 1 月に独立行政法人会計基準が改訂されて新会計基準が公表され、その後の同年 3 月にその実務指針（Q & A）が公表され、当該新会計基準においては、③財務諸表等（事業報告書を含む。以下同じ。）における業務別のセグメント情報の開示のほか、④運営費交付金の収益化（業務別のセグメント区分を更に細分化して、収益化の単位を設定した上で行うものとされている。）も重要な内容とされた。

支援センターの財務諸表等におけるセグメント情報を従来の区分経理によるものから業務別のものへ展開するに当たっては、財務諸表等における情報開示方法の重要な変更となるが、支援センターの会計においては、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならないという継続性の原則に従う必要がある、その重要な変更については、その変更内容及び変更時期に合理性が求められるところである。

そこで、会計監査人との協議を重ねた結果、まず、④については、新会計基準及び実務指針の公表時期が平成 27 年度の直前であったこと、その対応に要する準備作業に時間が足りないことから、他の多くの独立行政法人



と同様、平成 28 年度からの適用とし、これと密接に関連する⑦についても平成 28 年度から適用し、その変更時期を合わせるものが合理性があるものと判断された。

よって、検討するに、平成 27 年度に業務別のセグメント情報を先行して事業報告書に記載しようとするれば、前記のとおり、④について未だ準備中であることから、④と連動せずに⑦を実施することとなり、平成 28 年度には、再度④と連動させた新たな業務別のセグメント情報を開示すること（⑦）となってしまう、継続性の原則に反しかねない。

そのため、平成 27 年度は、財務諸表等においては従来どおり旧会計基準を適用して区分経理による開示を行うこととした。他方で、新会計基準適用に向けた準備作業の成果を生かし、前記のとおり、業務実績報告書において、業務別のセグメント情報の開示を行うこととした。

## 2 各データの経年比較のグラフ化

事業報告書において、平成 26 年度に引き続き、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書について区分経理によるセグメント情報を開示するとともに、各データの経年比較をグラフ化するなどし、財務諸表の会計情報を視覚的にも読み取りやすくする取組を継続した。また、財務データと業務実績を関連付けた情報として、各業務における主な収入及び支出に関する経年比較を記載することなどにより、充実した情報開示となるよう、従来からの取組を継続した。

## 3 分かりやすい表現に向けた取組

財務諸表中の重要な会計方針や注記等の説明文について、会計基準において示された専門的な例文をそのまま踏襲するのではなく、より分かりやすい説明となるよう表現を工夫・調整した。

### 【資料56】業務別セグメント情報

## (6) 予算、収支計画及び資金計画

当年度の委託費及び運営費交付金予算の執行状況は、以下のとおりである。

### 1 委託費

平成27年度委託費予算額は161億1,000万円であり、うち事業費は128億800万円であったところ、平成27年度委託費支出額は154億5,800万円、うち事業費は125億200万円であった。事業費の支出が予算で予定されていた支出額を下回った主な要因は、被疑者国選弁護事業に係る予算と執行の乖離（事件数が、予算上想定されていた件数を下回ったこと）による。

## 2 運営費交付金

平成27年度運営費交付金の予算執行状況は、(1)支出実績額（262億4,800万円）が、予算で予定されていた支出額（266億9,400万円）と比べて、4億4,600万円少なく、また、(2)収入実績額（113億1,300万円）が、予算で予定されていた収入額（114億8,900万円）と比べて1億7,600万円少なかった。これにより、平成27年度末において、2億7,000万円の未執行分が発生した。

### ア 支出が少なかった要因（4億4,600万円）

支出が予算で予定されていた支出額を下回った主な要因は、民事法律扶助事業経費において予算額と比べて2億4,300万円の開差が発生した点にある。これは、民事法律扶助事業の代理援助については、約10万8,700件を想定して予算設定されたものの、実績が約10万7,400件にとどまり、予算件数を約1,300件下回ったこと、また、東日本大震災の被災者支援のための代理援助（東日本大震災法律援助として実施）についても、被災者の法的ニーズに適切に対応するため、約2,900件を想定して予算設定されたものの、実績が約2,100件（うち約500件がADR申立事件）にとどまり、予算件数を約800件下回ったことによる。

### イ 収入が少なかった要因（▲1億7,600万円）

収入が予算で予定されていた収入額を下回った主な要因は、上記の民事法律扶助事業における代理件数の減少により立替金額が想定より下回るなどしたことから、償還金収入が減少したことによる（▲1億8,800万円）。

## 5 短期借入金の限度額

該当なし。

## 6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画

該当なし。

## 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし。

## 8 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

該当なし。

## 9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 認知度の向上に向けた取組の充実

#### 【年度計画】

##### (1) 広報計画の策定等

基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。

また、認知度調査（ニーズ調査を含む。）結果を分析することにより、効果的な広報活動方針を策定し、翌年度の広報計画に反映させる。

##### (2) 効果の高い広報活動の実施

テレビ広告、インターネット広告、ホームページ等様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、本部・地方事務所において、積極的に記者説明会（プレスリリース）を開催する。

また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のメディア媒体を活用し、間断ない情報発信方法による広報活動を実施する。

##### (3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

法的サービスの提供が必要な者に効果的に情報を伝達するため関係機関・団体との連携を通じた周知活動を実施する。

また、支援センターの業務内容や課題が広く周知されるよう「法テラス白書」、総合法律支援に関する論稿「総合法律支援論叢」を定期的に発行し、関係機関・団体等に配布する。

##### (4) 認知度の向上

認知度調査を実施し、平成27年度に実施した広報効果を適切に検証する。

また、支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。

#### 1 広報計画の策定

- (1) 本部において基本的な広報活動方針を策定し、これを踏まえ、地方事務所が担当地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じて、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させ、効率的かつ効果的な広報活動に取り組んだ。

#### 【取組事例】

本部において、「法テラスの日」（4月10日）に、平成26年度の業務実績、活動状況等についてプレスリリースを実施し、これと前後して、地方事務所において、街頭活動（リーフレット・広報グッズ 配布）などの地域的な広報活動を実施した。

- (2) 地方事務所職員に対する研修を実施した。
- (3) 認知度調査の結果を分析したところ、低所得者層、高齢者層及び女性の認知度は、平成26年度調査と同様に低く、また、認知経路としては、依然、インターネット媒体からの割合が高いことが判明したので、この分析結果を踏まえ、低所得者層、高齢者層や女性が利用すると考えられる公共機関への重点的なアプローチについて、本部で作成する翌年度の広報活動方針に反映させた。

## 2 効果の高い広報活動の実施

### (1) インターネット等を活用した広報

認知度調査の結果を踏まえ、都道府県別認知度において認知度が低調な地域（石川・和歌山・沖縄・滋賀・三重・兵庫・岡山・新潟・栃木）に対し、重点的にターゲティング広告（リスティング広告、ツイッター広告）を実施した。

また、法律関連情報やイベント情報などをメールマガジン（月2回程度配信）やツイッター（毎日3回程度配信）で配信した。ツイッターのフォロワー数は、平成28年3月末日現在で11,506人となった（平成26年度比2,078人増）。

### (2) 震災法律援助事業の利用促進のための広報

岩手県、宮城県及び福島県において、被災者に対して震災法律援助事業の利用促進を図るため平成27年11月及び12月、BS放送（全国）とケーブルテレビ（岩手、宮城）は30分番組、地上波テレビ（福島）は30秒コマーシャルを放映した。また、同年11月及び12月新聞広告を3回実施した。

### (3) プレスリリースの実施

本部において、支援センターの取組や関係機関と連携した施策などに関するプレスリリースを4回実施した。また、支援センターが報道される機会を増加させることを目的として、記者懇談会を行うなど、報道機関との接点作りにも取り組んだ。地方事務所においても、本部のプレスリリースに合わせて地方の報道機関に対するプレスリリースを行い、地方事務所独自の取組についての情報発信を行った。

### (4) その他の広報

一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて全国58社の鉄道会社の駅施設等に2,650枚のポスターを無料で掲示し、また、認知度が低調な地域の官公庁（税務署、ハローワーク、年金事務所、法務局）へポスターの掲示、リーフレットの備付を依頼した。

## 3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

金融庁、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と連携し、「多重

債務者キャンペーン2015」を実施し、関係機関等へポスター掲示を依頼した。法務省保護局の協力を得て、保護司組織の幹部に対し、会員保護司等への周知や利用促進を依頼し、保護観察所及び保護司組織との連携を通じた広報活動のための環境を整備した。また、関係機関、自治体、大学、図書館等に、法テラス白書、総合法律支援論叢、広報誌（年4回発行）を配布した。

#### 4 認知度向上について

##### (1) 認知度向上の取組

ここ数年、支援センターの広報活動は、業務認知度を上げることに軸足を移しており、平成27年度も業務認知度を上げることに重点を置いた広報活動を行った。

##### 【具体的な取組例】

- ・ テレビ広報においては、CMだけでなく、業務内容を具体的にイメージできるように、被災地を対象として、30分番組を制作し、これをケーブルテレビで約1か月間集中的に放映したり（岩手、宮城）、BS放送でも放映したりした（福島を含む全国）。
- ・ CM広告では、被災地を対象として、時間を従前の15秒から30秒と拡大し、内容も支援センター職員によるサービス提供場面等を盛り込むなど、業務内容が分かるものとした。

##### (2) 実態をより反映するための認知度調査の改定

認知度調査においては、認知度の実態をより反映できるように、専門家の助言も得て、従前の質問・回答選択肢に加え、「名前は知っている・聞いたことがある」と回答した者に対し、記憶喚起の手がかりとなる更問（「法テラスが提供している次のサービスの中で知っているものを全て選んでください。（複数回答）」）を設け、「知っているサービスはない」の選択肢とともに、業務内容を具体的に列挙する選択肢を示した。

##### (3) 認知度調査結果

- ① 全く知らない・聞いたことはない：49.4%
  - ② 名前は知っている・聞いたことがある：36.0%
    - ②' ②の回答者のうち、更問に対し、具体的サービスを1つ以上選択：20.7%
  - ③ どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている（利用したことはない）：9.1%
  - ④ 利用したことがある：5.5%
- ㊦ 名称認知度（①を除くもの）：50.6%（26年度比－5.2ポイント）
- ① 業務認知度（③＋④）：14.6%（26年度比＋1.3ポイント）
    - ①' 記憶喚起の手がかりを得た者も含む業務認知者の割合（②'＋③

+④) : 35.3%

㊦ 名称認知者 (㊦) に占める業務認知者 (㊦) の割合 : 28.9% (26年度比+5.1ポイント)

㊦' 記憶喚起の手がかりを得た者 (㊦') も含む場合の上記割合 : 69.8%

【資料26】平成27年度プレスリリース実施一覧

【資料27】広報活動関連資料

## (2) 施設・設備、人事に関する計画

### 【年度計画】

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。

#### 1 施設・設備の確保

職員の配置に合わせた備品整備を行うとともに、職員数又は業務量の増加に伴い事務所面積の拡張又は書棚等の設備の増設が必要となる場合には、レイアウト変更又は書類保管方法を工夫するなど、効率的なスペースの活用方を講じたほか、これらの方策を講じても対応できない事務所又は耐震性等に疑義がある事務所については、移転を実施するなど適切な整備を行った。具体的には、耐震基準を満たさず、かつ、津波の浸水想定区域に立地していた安芸地域事務所の移転等を行った。

#### 2 人的体制の確保

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた人的体制を確保するため、全事務所を対象とした業務量に応じた大規模な人員の再配置案を作成し、平成28年4月期及びその後の人事異動において段階的に人的体制の確保を図ることとした。

また、能力主義に基づく的確な人事配置を行うため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度の段階的導入に向けた取組（平成28年度から上位級を占める職員を対象に試行を開始）を推進した。

## 平成27事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
収 入				
前年度繰越金	-	778	778	(注1)
運営費交付金	15,206	15,206	-	
受託収入	18,476	17,230	△ 1,246	
補助金等収入	67	69	2	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116	10,958	△ 159	
事業外収入	306	286	△ 19	
計	45,170	44,526	△ 644	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,848	7,911	63	
うち人件費	5,358	5,294	△ 65	
物件費	2,490	2,618	128	
事業経費	18,846	18,337	△ 509	
うち民事法律扶助事業経費	17,820	17,577	△ 243	
その他事業経費	1,026	759	△ 266	(注2)
受託経費	16,110	15,458	△ 652	
うち国選弁護士確保事業経費	12,757	12,483	△ 274	
被害者参加旅費等支給事業経費	51	19	△ 32	(注3)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,302	2,955	△ 347	
うち人件費	2,702	2,413	△ 290	(注4)
物件費	600	543	△ 57	(注5)
受託経費	2,366	1,772	△ 594	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253	1,659	△ 593	(注6)
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	21	21	△ 0	
計	45,170	43,477	△ 1,693	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注4)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注5)

物件費の予算額と決算額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注6)

受託経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注7)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

## 平成27事業年度 決算報告書

## ○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
収 入				
前年度繰越金	-	778	778	(注1)
運営費交付金	15,206	15,206	-	
補助金等収入	67	69	2	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116	10,958	△ 159	
事業外収入	306	286	△ 19	
受託収入	2,366	1,772	△ 594	(注2)
計	29,060	29,068	8	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,848	7,911	63	
うち人件費	5,358	5,294	△ 65	
物件費	2,490	2,618	128	
事業経費	18,846	18,337	△ 509	
うち民事法律扶助事業経費	17,820	17,577	△ 243	
その他事業経費	1,026	759	△ 266	(注3)
受託経費	2,366	1,772	△ 594	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253	1,659	△ 593	(注2)
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	21	21	△ 0	
計	29,060	28,020	△ 1,040	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注3)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注4)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。



## 平成27事業年度 決算報告書

## ○国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
収 入				
受託収入	16,110	15,458	△ 652	
計	16,110	15,458	△ 652	
支 出				
受託経費	16,110	15,458	△ 652	
うち国選弁護士確保事業経費	12,757	12,483	△ 274	
被害者参加旅費等支給事業経費	51	19	△ 32	(注1)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,302	2,955	△ 347	
うち人件費	2,702	2,413	△ 290	(注2)
物件費	600	543	△ 57	(注3)
計	16,110	15,458	△ 652	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことによる。

(注2)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の予算額と決算額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注4)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

## 平成27事業年度 収支計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
費用の部	45,170	43,477	△ 1,693	
経常費用	45,170	43,477	△ 1,693	
事業経費	18,846	18,337	△ 509	
うち民事法律扶助事業経費	17,820	17,577	△ 243	
その他事業経費	1,026	759	△ 266	(注1)
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,848	7,911	63	
うち人件費	5,358	5,294	△ 65	
物件費	2,490	2,618	128	
受託経費	16,110	15,458	△ 652	
うち国選弁護士確保事業経費	12,757	12,483	△ 274	
被害者参加旅費等支給事業経費	51	19	△ 32	(注2)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,302	2,955	△ 347	
うち人件費	2,702	2,413	△ 290	(注3)
物件費	600	543	△ 57	(注4)
受託経費	2,366	1,772	△ 594	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253	1,659	△ 593	(注5)
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	21	21	△ 0	
減価償却費	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
臨時損失	-	-	-	
収益の部	45,170	44,526	△ 644	
前年度繰越金	-	778	778	(注6)
運営費交付金	15,206	15,206	-	
受託収入	18,476	17,230	△ 1,246	
補助金等収入	67	69	2	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116	10,958	△ 159	
事業外収入	306	286	△ 19	
純利益	-	1,049	1,049	(注7)
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	-	1,049	1,049	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注2)

被害者参加旅費等支給事業経費の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注4)

物件費の計画額と実績額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注5)

日本弁護士連合会等委託支援事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注6)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注7)

純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、後の(注8)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注8)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

## 平成27事業年度 収支計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
費用の部	29,060	28,020	△ 1,040	
経常費用	29,060	28,020	△ 1,040	
事業経費	18,846	18,337	△ 509	
うち民事法律扶助事業経費	17,820	17,577	△ 243	
その他事業経費	1,026	759	△ 266	(注1)
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	7,848	7,911	63	
うち人件費	5,358	5,294	△ 65	
物件費	2,490	2,618	128	
受託経費	2,366	1,772	△ 594	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253	1,659	△ 593	(注2)
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	21	21	△ 0	
収益の部	29,060	29,068	8	
前年度繰越金	-	778	778	(注3)
運営費交付金	15,206	15,206	-	
受託収入	2,366	1,772	△ 594	(注2)
補助金等収入	67	69	2	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116	10,958	△ 159	
事業外収入	306	286	△ 19	
純利益	-	1,048	1,048	(注4)
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	-	1,048	1,048	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注2)

日本弁護士連合会等委託支援事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注3)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注4)

純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、後の(注5)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注5)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

## 平成27事業年度 収支計画

## ○国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
費用の部	16,110	15,458	△ 652	
受託経費	16,110	15,458	△ 652	
うち国選弁護士確保事業経費	12,757	12,483	△ 274	
被害者参加旅費等支給事業経費	51	19	△ 32	(注1)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	3,302	2,955	△ 347	
うち人件費	2,702	2,413	△ 290	(注2)
物件費	600	543	△ 57	(注3)
収益の部	16,110	15,458	△ 652	
受託収入	16,110	15,458	△ 652	
純利益	-	-	-	
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

被害者参加旅費等支給事業経費の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注4)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

## 平成27事業年度 資金計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
資金支出	45,170	43,477	△ 1,693	
経常費用	45,170	43,477	△ 1,693	
業務活動による支出	45,170	43,477	△ 1,693	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	
資金収入	45,170	44,526	△ 644	
前年度繰越金	-	778	778	(注1)
業務活動による収入	45,170	43,749	△ 1,422	
運営費交付金による収入	15,206	15,206	-	
受託収入	18,476	17,230	△ 1,246	
その他の収入	11,489	11,313	△ 176	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標の期間よりの繰越金	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

## 平成27事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
資金支出	29,060	28,020	△ 1,040	
経常費用	29,060	28,020	△ 1,040	
業務活動による支出	29,060	28,020	△ 1,040	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	
資金収入	29,060	29,068	8	
前年度繰越金	-	778	778	(注1)
業務活動による収入	29,060	28,291	△ 770	
運営費交付金による収入	15,206	15,206	-	
受託収入	2,366	1,772	△ 594	(注2)
その他の収入	11,489	11,313	△ 176	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標の期間よりの繰越金	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注3)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

## 平成27事業年度 資金計画

## ○国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
資金支出	16,110	15,458	△ 652	
経常費用	16,110	15,458	△ 652	
業務活動による支出	16,110	15,458	△ 652	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
資金収入	16,110	15,458	△ 652	
業務活動による収入	16,110	15,458	△ 652	
受託収入	16,110	15,458	△ 652	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標の期間よりの繰越金	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

## 平成27年度日本司法支援センター契約状況表

(平成28年3月31日現在)

第1表

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	28	31.1	464,429,149	64.2
うち一般競争入札	25	27.8	367,995,949	50.9
うち総合評価方式	3	3.3	96,433,200	13.3
うち企画競争	0	0.0	0	0.0
競争性のない随意契約	62	68.9	258,662,823	35.8
事務所・宿舍の賃貸借契約	51	56.7	138,882,999	19.2
会計監査人契約	1	1.1	17,280,000	2.4
官報公告契約	1	1.1	1,824,795	0.3
他との互換性がない契約	9	10.0	100,675,029	13.9
その他の契約	0	0.0	0	0.0
合計	90	100.0	723,091,972	100.0

(注)随意契約の主な内訳

	件数	随契に占める割合(%)	金額	随契に占める割合(%)
事務所契約	3件	4.8	67,793,244円	26.2
借上宿舍契約	48件	77.4	71,089,755円	27.5
システム関係契約	5件	8.1	74,670,876円	28.9
合計	56件	90.3	213,553,875円	82.6

(参考)

平成26年度

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	34	29.6	396,723,174	48.2
うち一般競争入札	27	23.5	289,395,150	35.1
うち総合評価方式	7	6.1	107,328,024	13.0
うち企画競争	0	0.0	0	0.0
競争性のない随意契約	81	70.5	426,701,693	51.8
事務所・宿舍の賃貸借契約	66	57.4	156,471,527	19.0
会計監査人契約	1	0.9	17,280,000	2.1
官報公告契約	1	0.9	4,132,485	0.5
他との互換性がない契約	13	11.3	248,817,681	30.2
その他の契約	0	0.0	0	0.0
合計	115	100.1	823,424,867	100.0



## 一般競争による契約一覧表

## 一般競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	執務参考図書購入等一式	H27.5.18	5,256,061	入札	5,269,320	99.75%	東京都新宿区新宿3-17-7 株式会社紀伊國屋書店	
2	平成27年度日本司法支援センター定期広報誌印刷・発送業務一式	H27.6.22	9,712,043	入札	12,536,640	77.47%	埼玉県川口市朝日4-22-7 株式会社アドレスサービス	
3	統合運用管理ソフトウェア供給等一式	H27.6.23	3,996,000	入札	4,044,600	98.80%	東京都中央区新川2-20-5 ケイヒンビル 国際電子株式会社	
4	リサイクルPPC用紙一式(単価契約)	H27.7.21	2,960,712	入札	3,058,176	96.81%	東京都港区新橋6-17-19 オフィス・メディア株式会社	
5	日本司法支援センター情報システム運用保守作業業務委託一式	H27.8.1	86,054,400	入札	98,493,840	87.37%	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
6	自動体外式除細動器(AED)電極パッド購入等一式	H27.8.4	1,320,462	入札	1,411,560	93.55%	千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-3-33 ALSOK千葉株式会社	
7	法テラス白書平成26年度版印刷・発送業務一式	H27.8.27	1,243,512	入札	1,323,000	93.99%	北海道札幌市西区西町南18-1-34 岩橋印刷株式会社	
8	日本司法支援センター法律事務所用PC端末等調達一式	H27.9.1	61,791,768	入札	66,449,160	92.99%	東京都千代田区三崎町3-3-23 芙蓉総合リース株式会社	
9	日本司法支援センター本部自動車運行管理業務請負契約一式	H27.9.7	9,487,421	入札	9,511,344	99.75%	東京都新宿区西新宿2-1-1 株式会社セノン	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
10	弁護士賠償責任保険契約一式	H27.10.26	1,608,860	入札	1,812,000	88.79%	東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン 日本興亜株式会社	
11	日本司法支援センターの認知状況等調査業務委託一式	H27.10.29	1,026,000	入札	1,562,760	65.65%	東京都渋谷区南平台町16-25 株式会社ネオマーケティング	
12	「平成27年度法テラスシンポジウム」関連業務委託	H27.11.10	2,160,000	入札	2,189,160	98.67%	東京都千代田区飯田橋3-11-15 株式会社クバプロ	
13	拠点事務所用IP電話システム更改等に係る業務委託	H27.12.14	82,918,080	入札	143,266,320	57.87%	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
14	東京法律事務所什器・備品購入・設置等一式	H28.1.8	2,581,200	入札	2,896,560	89.11%	東京都港区虎ノ門3-15-5 株式会社サンポー	
15	平成28年度刊行物印刷・発送業務一式	H28.1.15	2,754,000	入札	3,156,840	87.24%	東京都墨田区千歳2-3-9 三浦印刷株式会社	
16	日本司法支援センター本部事務所労働者派遣業務一式	H28.1.18	1,151,010	入札	1,387,789	82.94%	東京都新宿区西新宿1-22-2 株式会社ネオキャリア	
17	戸籍附票又は住民票の写しの取得代行に係る業務委託一式	H28.2.10	1,080,000	入札	2,019,600	53.48%	東京都渋谷区渋谷3-12-22 ステージビル2階 株式会社リーガルキャリア	
18	平成28年度日本司法支援センターリスティング広告出稿業務	H28.2.12	48,600,000	入札	48,915,360	99.36%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	
19	多言語電話通訳サービス業務委託一式	H28.2.16	3,456,000	入札	3,868,560	89.34%	東京都渋谷区代々木4-30-3 ランゲージワン株式会社	

## 別紙4 第2表の1

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
20	民事法律扶助関連印刷物製作・発送業務一式	H28.2.26	4,456,620	入札	4,470,120	99.70%	熊本県宇城市松橋町豊崎1959 敷島印刷株式会社	
21	被災地出張所(宮城県)自動車運行管理業務請負契約一式	H28.3.2	14,359,680	入札	14,644,800	98.05%	東京都新宿区西新宿2-1-1 株式会社セノン	
22	被災地出張所(福島県)自動車運行管理業務請負契約一式	H28.3.2	8,112,960	入札	8,812,800	92.05%	東京都新宿区西新宿2-1-1 株式会社セノン	
23	被災地出張所(岩手県)自動車運行管理業務請負契約一式	H28.3.2	7,257,600	入札	7,257,600	100.00%	東京都調布市調布ヶ丘3-6-3 大新東株式会社	
24	平成28年度産業医等業務委託契約一式	H28.3.7	3,391,200	入札	3,391,200	100.00%	東京都渋谷区道玄二丁目25-12 株式会社ドクター トラスト	
25	平成28年度社会保険手続等業務委託一式	H28.3.7	1,260,360	入札	1,774,440	71.02%	東京都江戸川区船堀3-1-6 社会保険労務士 法人人事給与	

総合評価による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	日本司法支援センター情報提供等システム更新のためのコンサルティング業務委託一式	H27.4.1	64,800,000	入札 (総合評価)	101,555,640	63.81%	東京都港区虎ノ門3-1-1 ITbook株式会社	
2	広報誌「季刊ほうてらす」制作業務委託一式	H27.5.14	4,903,200	入札 (総合評価)	5,019,840	97.68%	東京都港区南青山2-12-15 サイトービル4階 株式会社エアリーライム	
3	「東日本大震災法律援助事業」周知のための広報業務委託一式	H27.8.11	26,730,000	入札 (総合評価)	26,853,120	99.54%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	



## 随意契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	高知地方事務所安芸地域事務所賃貸借契約	H27.5.1	4,363,500	随意	4,363,500	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	会計規程第18条第1項第1号	高知市南御座7-16株式会社ウイール	
2	仙台コーポレーション・事務所賃貸借契約	27.6.10変更契約	34,446,660	随意	34,446,660	100.00%	本件を実施できるものは同者以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区八重洲1-9-9東京建物株式会社	
3	東京地方事務所・事務所賃貸借契約	H27.10.2	28,983,084	随意	32,723,844	88.57%	本件を実施できるものは同者以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区四谷1-4 鎌木有限会社	
4	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,265,520	随意	1,265,520	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	茨城県水戸市南町3-3-39株式会社丸二	
5	群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,273,740	随意	1,273,740	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目1-33東建本社丸の内ビル東建ビル管理株式会社	
6	本部借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,686,480	随意	1,686,480	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
7	本部借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,476,700	随意	1,476,700	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
8	山口地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,017,120	随意	1,017,120	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
9	広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,616,384	随意	1,616,384	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
10	鳥取地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,128,120	随意	1,128,120	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	鳥取県鳥取市吉方温泉3-860プラザマンション612号室 有限会社タウン・プラザ	
11	和歌山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,409,472	随意	1,409,472	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	和歌山県紀の川市藤崎341 有限会社サンスイ産業	
12	京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,568,376	随意	1,568,376	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
13	大分地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,476,480	随意	1,476,480	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
14	千葉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,787,040	随意	1,787,040	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	千葉県千葉市稲毛区緑町1-23-15 有限会社小川ビル	
15	大阪地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.2	1,096,800	随意	1,096,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85 独立行政法人都市再生機構 西日本支社	
16	三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.2	1,347,050	随意	1,347,050	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	三重県津市栄町3-115損保ジャパン日本興亜津ビル1階 積和不動産中部株式会社 三重賃貸営業所	
17	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.7.1	1,075,669	随意	1,075,669	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
18	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.8.1	1,690,560	随意	1,690,560	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
19	京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.8.1	1,467,516	随意	1,467,516	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
20	岩手地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.9.1	2,097,900	随意	2,097,900	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
21	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.11.1	1,617,600	随意	1,617,600	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
22	本部借上宿舍賃貸借契約	H27.12.1	1,581,480	随意	1,581,480	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階株式会社ハウスマイトパートナーズ	
23	本部借上宿舍賃貸借契約	H27.12.1	1,397,160	随意	1,397,160	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階株式会社ハウスマイトパートナーズ	
24	本部借上宿舍賃貸借契約	H27.12.1	1,592,940	随意	1,592,940	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階株式会社ハウスマイトパートナーズ	
25	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.12.1	1,578,860	随意	1,578,860	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿1-22-2 旭化成不動産レジデンス株式会社	
26	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.12.10	1,544,000	随意	1,544,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
27	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.12.18	1,546,200	随意	1,546,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
28	大阪地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.12.25	1,721,031	随意	1,721,031	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階株式会社ハウスマイトパートナーズ	
29	千葉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.12.28	1,414,138	随意	1,414,138	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南二丁目16-1 大東建物管理株式会社	



NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
30	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.12.28	1,273,760	随意	1,273,760	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南二丁目16-1 大東建物管理株式会社	
31	群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,631,480	随意	1,631,480	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区九段南4丁目2-16 株式会社LOP	
32	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,365,680	随意	1,365,680	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	静岡県磐田市鎌田1944-1 有限会社ミサキ	
33	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,497,300	随意	1,497,300	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
34	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,724,400	随意	1,724,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都台東区谷中3-24-4-305 パテネット株式会社	
35	三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,240,656	随意	1,240,656	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16番1号 大東建物管理株式会社	
36	熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.4	1,385,236	随意	1,385,236	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	熊本県熊本市中央区辛島町55-2 Bear・fruit 合同会社	
37	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.4	1,160,171	随意	1,160,171	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
38	奈良地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.4	1,665,132	随意	1,665,132	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	大阪府大阪市西区西本町1-10-22 株式会社セブンエステート	
39	熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.4	1,634,157	随意	1,634,157	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
40	本部借上宿舍貸借契約	H28.1.5	1,755,968	随意	1,755,968	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階株式会社ハウスマイトパートナーズ	
41	東京地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.1.5	1,706,066	随意	1,706,066	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階株式会社ハウスマイトパートナーズ	
42	鳥取地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.1.5	1,522,788	随意	1,522,788	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目1-33 東建本社丸の内ビル 東建ビル管理株式会社	
43	茨城地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.1.6	1,518,532	随意	1,518,532	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目1-33 東建本社丸の内ビル 東建ビル管理株式会社	
44	長崎地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.1.29	1,745,508	随意	1,745,508	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	福岡県福岡市中央区天神3-3-2 株式会社福徳リビング	
45	秋田地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.2.1	1,452,700	随意	1,452,700	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
46	釧路地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.2.24	1,684,800	随意	1,684,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	釧路市光陽町23-101 セフィーラ光陽1階 株式会社フリーライフ	
47	宮崎地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.3.11	1,605,445	随意	1,605,445	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	宮崎県宮崎市清武町船引292番地1-102 共栄造林合同会社	
48	鹿児島地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.3.18	1,300,920	随意	1,300,920	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
49	旭川地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.3.30	1,365,264	随意	1,365,264	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
50	本部借上宿舍賃貸借契約	H28.3.31	1,310,760	随意	1,310,760	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6丁目5-1 独立行政法人都市再生機構	
51	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.3.31	1,068,696	随意	1,068,696	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16番1号 大東建物管理株式会社	
52	平成27事業年度日本司法支援センター会計監査業務契約	H27.11.16	17,280,000	随意	(4事業年度分)	90.79%	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区津久戸町1-2 有限責任 あずさ監査法人	
53	日本司法支援センター平成26事業年度財務諸表官報公告掲載	H27.10.26	1,824,795	随意		100.00%	本件を実施できるものは同者以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社	
54	NHK放送受信料	H27.4.1	2,016,057	随意	2,016,057	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区富ヶ谷1-18-4アピストビル2F NHK営業サービス株式会社	
55	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約	H27.4.1	31,320,000	随意	31,361,299	99.87%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
56	コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託	H27.4.1	18,856,800	随意	18,863,928	99.96%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目15-3 株式会社富士通マーケティング	
57	コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託	H27.4.1	18,182,880	随意	18,182,880	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目15-3 株式会社富士通マーケティング	
58	被害者国選弁護業務管理システムに係る保守業務委託契約	H27.4.1	2,311,200	随意	3,206,385	72.08%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都台東区浅草4-6-1 ファミール本橋502 株式会社インターアーク	
59	Internet Explorerバージョンアップ関連役務一式業務委託	H27.12.18	3,999,996	随意	4,399,164	90.92%	本件を実施できるものは同者以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
60	判例秘書 INTERNET利用契約	H27.4.1	20,243,520	随意	22,446,720	90.18%	本件契約は常勤弁護士業務を行うため必須であり、当該業者以外に供給することができないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
61	平成27年度情報提供業務の 対応品質等の 向上のための 調査等委託業務一式	H27.9.1	1,973,376	随意	1,980,720	99.62%	再度の入札に付しても落札者がなかったため。	会計規程第18条第2項第2号	東京都港区芝大門2-1-16 芝大門MFビル 2階 株式会社プロシード	
62	日本司法支援センター東京 地方事務所什器・備品購入・ 設置	H27.11.10	1,771,200	随意	1,778,760	99.57%	再度の入札に付しても落札者がなかったため。	会計規程第18条第2項第2号	東京都港区虎ノ門3-15-5 株式会社サンポー	

## 「平成27年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

## 1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約（注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第1表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

（注）いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国におけるそれと同じである（契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第23条）。

## (1) 「競争性のある契約」について

競争性のある契約は28件で契約全体の31.1%、契約金額は約4億6,442万円であり、平成26年度と比較して、件数・契約金額における全体に占める比率は高くなっている。

## (2) 「競争性のない随意契約」について

競争性のない随意契約は62件で全体の68.9%、契約金額は約2億5,866万円であり、平成26年度と比較して、件数・契約金額における全体に占める比率は低くなっている。

## 2 随意契約の内容等

## (1) 事務所・宿舍の賃貸借契約

随意契約の件数の比率が高い要因としては、業務量の増加等に伴う事務所の移転による賃貸借契約件数が3件、職員宿舍の賃貸借契約件数が48件で合計51件と多数に上り、契約全体（90件）の56.7%、競争性のない随意契約全体（62件）の82.3%を占めていることによる。

このような事務所等に係る建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、競争性のない随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。この点、①支援センターの事務所についても、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民が利用しやすい環境にあり、かつ地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、自ずと物件は特定され、また、②職員宿舍の選定についても、職員の職務の能率的な遂行を確保するために当該事務所からの通勤の便等を考慮するとともに、貸与対象職員の職務の級等に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のないUR都市機構が管理する物件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定することとしていること等から、自ずと物件は

特定され、随意契約によることがやむを得ないものである。

なお、これら事務所や職員宿舎は、物件によって賃料が異なることから、契約に当たっては、①事務所の賃貸借については、複数の物件を選定し、その中から利用者の利便性、面積、賃料等を総合的に勘案し、また、②職員宿舎の賃貸借については、複数の物件を選定し、面積、賃料等を総合的に勘案するとともに、上記のとおり敷金や礼金の負担が生じない物件を極力選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約

会計監査人契約は金額にして全体の 2.4%、官報公告契約は金額にして全体の 0.3%を占めており、これらの契約については、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第1表「総表」の「競争性のない随意契約」中の「他との互換性がない契約」については、9件で全体の 10.0%、契約金額にして約 1 億 0,067 万円で全体の 13.9%となっている。これらの契約案件について、随意契約とした理由は下記のとおりである。

① 第3表「随意契約一覧表」No.54の「NHK放送受信料」

これは、放送法第64条第1項に基づいて日本放送協会と契約したものであり、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

② 同表No.55～No.59の「システム改修、保守等業務委託」

これらは、支援センターの業務システムの開発を行っている業者以外の者に取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

③ 同表No.60の「判例秘書 INTERNET 利用契約一式」

これは、支援センターの法律事務所に勤務する常勤弁護士判例検索ソフト「判例秘書」をインターネット上で使用するための契約であり、当該サービスを提供している者と契約する以外になく、競争もできないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

④ 同表No.61及びNo.62の契約

これは、入札を実施したが、予定価格に達しなかったために、随意契約を行ったものである。

3 一般競争入札等における一者応札の改善について

平成26年度において、一般競争入札及び総合評価方式34件中一者応札は5件で全体の14.7%であったが、平成27年度においては、28件中2件で全体の7.1%となっており、昨年度より件数及び率で大幅に改善をした。

これまでで一者応札となった原因は、支援センターにおいて一般競争入札により



各種の調達を実施していることの周知不足にあると考えられるため、ホームページ等を活用して公告することに加え、入札への参加が予想される業者に対して積極的に入札情報のPRを行うなど、参入可能であることについて改めて周知を図ることにより、新規業者の開拓を進めている。また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲示する入札に係る情報として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札に係る各種様式等も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できる措置を講じている。

なお、平成22年度において、支援センターのホームページに応募者を増やすための改善方法を公表し、競争性の確保に努めている。

#### 4 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第25条の規定に基づきいわゆる少額随意契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成21年度からは、上記に加え、予定価格及び落札率を公表事項として追加するとともに、更に競争入札分についても同様に公表を開始し、平成22年度以降はこれらを毎月公表することにより、調達の適正化に努めている。

#### 5 契約に関する規程類の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めており、これら規程等の中で、契約を締結する場合は、原則として一般競争入札によることとし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成22年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、複数年契約を締結する場合の契約の期間に関する規定を設けて運用している。

##### ※ 会計規程（平成18年規程第1号）

（期間の定めのない契約及び複数年契約）

第14条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が1年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不動産の賃貸借契約 3年以内

(2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7年以内

(3) その他1年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3年以内

#### 6 契約事務に係る執行体制について

契約に関しては、会計規程及び契約事務取扱細則に従って事務処理を行って

る。具体的には、契約に当たり、一般競争入札によることを原則とし、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起案し、財務課内の決裁を経た上、金額に応じて総務部長以上の決裁を仰ぐこととして、その適正性を担保している。また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上、金額に応じて同様に決裁を仰ぐものとしている。

※ 文書決裁規程（平成18年規程第6号）別表に基づき、予定価格が50万円未満の契約は財務課長、50万円以上300万円未満のものは総務部長、300万円以上1,000万円未満のものは事務局長、1,000万円以上のものは理事長決裁となっている。